

大項目			第九次計画実績から見える現状と課題及び今後の方向性			
中項目	小項目	掲載ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
第1章 健康づくりの推進						
1 健康寿命延伸に向けた取り組み	(1)フレイル予防	37	①フレイルにつながる可能性の高い生活習慣病を予防するため、健康教育を実施している。後期高齢者健康診査時にフレイルチェックを実施するとともに、結果返却の際フレイル予防について周知している。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（ポピュレーションアプローチ・ハイリスクアプローチ）においてフレイル予防について周知している。 ②介護予防教室や出前講座などの場面でフレイルの危険性や予防の重要性などを伝え、市民の理解促進に務めている。	①健康寿命の延伸・健康格差の縮小が求められる一方、超高齢社会の到来により生活習慣病有病率及び要介護認定率等の増加が懸念される。高齢者一人ひとりが特性に応じた生活の質を保てるよう、フレイル予防を推進する必要がある。 ②フレイルの理解や予防の重要性について継続して周知、啓発が必要である。	①フレイル予防のため、運動、栄養、社会参加を意識し生活することの必要性を壮年期から周知啓発する。 また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、フレイル予防について幅広く周知していく。 ②引き続き介護予防教室や出前講座などの場面で情報提供し、普及啓発を図っていく。	①保健所健康づくり課 ②地域包括ケア推進課
	(2)健康づくりの情報提供	37	①2021年度健康づくり・食育に関する市民アンケート結果より野菜をほとんど食べない人の割合45.6%、運動習慣を持つ人の割合20歳代～60歳代男性23.7%、女性20.7%である。 2025年度実績より骨粗鬆症検診受診率19.6%である。 ②薬剤処方適正化事業については、ウェブサイトや、パンフレット（かんたん国保）、広報こおりやまでの周知啓発を行っている。また、重複服薬、多剤等の可能性がある対象者に対して、郡山薬剤師会との協定により、通知による情報提供と薬剤師による服薬指導を実施している。	①生活習慣病の発症予防・重症化予防のためには、食生活や運動習慣等をはじめとする生活習慣の改善が重要であり、幅広い年代へ正しい知識を周知していく必要がある。 ②薬剤処方適正化のためには、重複服薬、多剤等が見られる対象者の行動変容に繋げることが重要であることから、お薬手帳活用をはじめとした周知啓発、服薬指導が必要である。	①全世代へ食育の推進、食生活の改善および運動の推奨等について周知啓発を行う。推定野菜摂取量測定器や骨密度測定器を用いた健康教育等を実施し、生活習慣病予防について正しい知識の普及啓発を行う。 ②ウェブサイトや、パンフレット（かんたん国保）、広報こおりやまでの周知啓発、及び重複服薬、多剤等の可能性がある対象者に対して、情報提供と薬剤師による服薬指導を継続し、適正な薬剤処方に繋げる。	①保健所健康づくり課 ②国民健康保険課
	(3)受動喫煙防止対策の強化・禁煙支援	38	2021年度健康づくり・食育に関する市民アンケート結果より20歳～70歳代の喫煙率が男性28.1%、女性9.0%となっており、男性は40歳代、女性は30歳代で高い傾向がある。	がん、循環器病、糖尿病、COPD(慢性閉塞性肺疾患)等の危険因子であるたばこ喫煙による健康への影響について周知啓発を行い、禁煙支援、受動喫煙防止対策を強化する必要がある。	喫煙による健康への影響についての啓発強化、禁煙支援の実施、学校における喫煙に関する指導及び啓発、20歳未満や女性への喫煙防止教育、などを行う。 また、受動喫煙の健康影響について情報提供するとともに、屋内全面禁煙の施設を増やし、受動喫煙の機会を減少させる。	保健所健康づくり課
	(4)高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施	38	令和4年度に2圏域実施のスモールスタートで開始し、令和7年度からは全圏域（20圏域）で実施している。令和7年度からは地域を担当する専門職を雇用し直営で事業を実施することで、ハイリスクアプローチ、ポピュレーションアプローチともに実施率が向上している。	後期高齢者健診の医療費分析では、がんに係る医療費割合が最も高く、26.6%を占める。慢性腎臓病(透析あり)と糖尿病にかかる医療費は11.3%、9.7%といずれも県より高い。要介護者認定率は19.5%。要介護者の有病状況は心臓病、高血圧症、筋・骨格の順に多いことから、生活習慣病の予防とフレイル予防を併せて実施していく必要がある。	後期高齢者健診結果や医療費分析等により、健康課題を明確にし、優先順位をつけて事業を展開する。 ポピュレーションアプローチ（健康教育・健康相談、フレイル状態の把握）やハイリスクアプローチ（低栄養防止事業、身体的フレイル防止事業、口腔事業、糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病重症化予防事業、健康状態不明者対策事業）を実施し保健事業と介護予防事業を一体的に実施していく。	保健所健康づくり課、国民健康保険課 地域包括ケア推進課

中項目	小項目	掲載 ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
2 生活習慣病予防の推進	(1)特定健康診査・特定保健指導等、後期高齢者健康診査	38	特定健康診査受診率、特定保健指導実施率は少しずつ伸びているが、第三次みなぎる健康生きいきこおりやま21の目標値には達していない。後期高齢者健康診査の受診率は徐々に増加している。	特定健康診査、後期高齢者健康診査、特定保健指導の周知啓発を行い、受診率・実施率の向上を図る必要がある。	広報誌やウェブサイト、各種健康教室やイベント等のあらゆる機会を通して健康診査の重要性について周知し、健診受診率向上、特定保健指導実施率向上を目指す。	保健所健康づくり課、国民健康保険課
	(2)がん検診等	38	がん検診の受診率はほぼ横ばいである。第三次みなぎる健康生きいきこおりやま21の目標値には達していない。	がんの知識の普及啓発及びがん検診の受診率向上を図り、生活習慣病およびがんの予防、早期発見・早期治療につなげる必要がある	がんに関する知識の普及啓発、がん検診の周知と受診勧奨の実施、精密検査未受診者への受診勧奨を実施していく。	保健所健康づくり課
	(3)健康教育・健康相談	38	生活習慣病予防について健康教育を実施している。参加者は65歳以上のリピーターが多く、働き世代の参加が少ない。	生活習慣病等に関する健康教育を全ての年代に実施し、生活習慣病予防・重症化予防について周知啓発を行う必要がある。働き世代や健康無関心層へのアプローチをどのように実施していくかが今後の課題である。	医師・保健師・栄養士・運動トレーナーによる健康教育を実施。広報こおりやまや市のウェブサイト等を活用し幅広く生活習慣病予防について周知啓発を行う。	保健所健康づくり課
3 歯と口腔の健康づくりの推進	(1)歯周疾患検診	39	歯周疾患検診の受診者総数は年々微増している。特に受診勧奨を行っている40歳の受診率は高い。年齢別で見ると60歳以降の受診率は高い傾向にある。	歯周疾患検診全体の受診率が低い状況であり、特に45歳～55歳の受診者が全体の割合の中で低い。	市のSNSや各事業、イベントを通しチラシも併用しながら周知を行う。また、郡山歯科医師会と協力し市民への周知を図る。	保健所健康づくり課
	(2)「かかりつけ歯科医」の啓発、「8020運動」の推進	39	かかりつけ歯科医の啓発が進んでいるとはいえ、十分とは言えない現状にある。歯周疾患検診の受診率は3.5%と低い。この状況からも分かるように、歯科の受診傾向として痛みが出るまで受診しない「痛んでから行く」イメージがまだまだ影響していると考えられる。8020運動の推進においては、「8020運動」のフレーズだけを考えると概ね浸透している。	働き盛り世代は、定期的な歯科受診を後回しにしがちである。「痛みが出てから歯科医院に行く」という考え方が一般的なため、定期的な歯科健診を受ける習慣が根付いていない状況があり、歯科医との関係が一時的なものになりがちである。	「かかりつけ歯科医」を持つことの重要性を周知するため、特に子どもたちへの歯や口の衛生教育の実施、若い世代からの意識を高めるような周知啓発を行い、子どもの頃から定期的な健診の必要性を伝える必要がある。	保健所健康づくり課
	(3)介護予防教室	39	介護予防に関する知識の普及や健康体操などの介護予防教室を開催。栄養士や歯科衛生士等による栄養、口腔機能向上の講話などを行った。	口腔内の健康維持について継続して予防、啓発が必要である。	高齢者が安心した居宅生活を送るうえで、口腔機能の維持をはじめとした健康維持は重要であることから、継続して教室を開催する。	地域包括ケア推進課
	(4)歯科口腔健康診査	39	後期高齢者歯科口腔健康診査は、口腔機能の低下を早期に発見し、オーラルフレイルやフレイルの予防につなげる事業であるが、受診率は低い状況にある。80歳の受診者の8020達成率は71%であり、健診受診者は歯や口腔に関する意識の高い方が多い。	受診率が低い要因として、健診の目的や必要性、オーラルフレイルに対する認知不足、症状がないことによる受診行動につながりにくいことなどが課題である。また、健診受診後の定期的な歯科受診につながりにくい状況も課題として考えられる。（アクセスの問題など）	歯科口腔健康診査の必要性和併せてオーラルフレイル予防を広く周知し受診行動につなげるような啓発を行う。また、後期高齢者になる前の世代からの「かかりつけ歯科医」の普及や定期的な歯科健診受診の推進、健診後の継続的な口腔管理体制の整備が必要と考える。	保健所健康づくり課、国民健康保険課

中項目	小項目	掲載ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
4 感染症対策の推進	(1)感染症対策	40	令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「五類感染症」へ移行後も、様々な感染症の流行が報告されている。	高齢者は免疫機能低下により感染症にかかりやすく、重症化しやすいため、感染症対策の徹底とワクチン接種による個人予防を推奨する必要がある。	感染症発生動向調査等に基づき情報提供や注意喚起等を行うと同時に、基本的な感染症対策の周知啓発を図る。	保健所保健・感染症課
	(2)高齢者等インフルエンザ予防接種事業	40	令和7年度に自己負担額を増額したが、実施者数・実施率共に前年度をやや上回った。	高齢者への接種は、発病後の重症化や死亡を予防する効果が認められていることから、対象者への積極的な接種勧奨を行う必要がある。	ワクチンの有効性を考慮した接種時期や接種方法について、ポスター掲示や広報こおりやま、ウェブ等を通じた周知啓発の徹底を図る。	保健所保健・感染症課
	(3)高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業	40	令和6年度から接種機会を65歳の1年間と縮小したが、実施者数・実施率共にそれ以前に比べて上昇している。	肺炎は日本の死因の第5位であり、肺炎の原因は肺炎球菌が20%を占めている。また、肺炎球菌は敗血症など重症な感染症の原因となることもあるため、対象者が接種機会を逃すことなく接種できるよう周知が必要である。	対象者への個別通知をはじめ、広報こおりやまやウェブ等を通じた周知啓発の徹底を図る。	保健所保健・感染症課
第2章 生きがいづくり・社会参加の推進						
1 社会参加の促進	(1)高齢者健康長寿サポート事業	42	高齢者健康長寿サポート事業は、高齢者人口の増加に伴い、利用者数も年々増加している。	高齢者の健康増進や社会参加は、自身の生活の質を高め、孤立防止、健康づくりの面からも重要であるが、ライフスタイルや価値観も多様化しており、ICT技術も取り入れながら多岐にわたるニーズへの対応が必要である。	高齢者の多様なライフスタイルや価値観に対応できるよう、健康づくりや社会参加の機会の充実を図る。	健康長寿課
	(2)いきいきデイクラブ事業	42	実施回数は減少したものの、事業は毎年継続し、登録者数は年々増加した。	当事業の利用者が、利用対象者である65歳以上の介護認定等を受けていない高齢者のうち一部のみであり、加えて、事業開始後の法改正等により、介護予防施策の充実など周辺状況が変化している。	市が普及促進している各種通いの場及びサロン等や、代替事業への移行も含め、サービス内容の見直しを図る必要がある。	地域包括ケア推進課
	(3)老人クラブ活動	42	老人クラブ活動は、地域の高齢者の重要なコミュニティとして機能しているが、クラブ数や会員数は減少傾向にある。	会員の高齢化が進み、体力的な限界や健康問題が活動継続の障害となるケースもある。また、若い高齢者層の加入が少なく、会員層の偏りや縮小傾向が指摘されている。活動内容のマンネリ化や新しいニーズへの対応が求められている。	SNSやデジタルツールを活用した情報発信やコミュニケーションの促進により会員層の多様化と若年高齢者の参加促進を図る。また、地域社会の一員として生きがいを持ち活躍できるよう、高齢者の孤立・孤独感の解消を目的とした見守りや相談活動の推進、社会貢献活動やボランティア参加機会の拡大を支援する。	健康長寿課
	(4)市民活動・地域活動の参加促進（協働のまちづくり推進事業）	42	第三次郡山市協働推進基本計画（2026～2033）に基づき、市民活動団体や地域コミュニティ団体の支援等各種施策を実施している。	市民活動・地域活動の担い手不足、高齢化が課題であり、市民が主体的に市民活動・地域活動に参加し、地域課題を解決する協働のまちづくりが求められている。	地域の課題解決や新たな取組の後押しのため、第三次郡山市協働推進基本計画に基づき、市及び市民活動サポートセンターが、地域が主体的に課題解決に取り組むための「協働のプラットフォーム（仕組み）」を形成するための支援を実施していく。	市民・NPO活動推進課

中項目	小項目	掲載ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
1 社会参加の促進	(5)三世代交流事業	42	①子どもから高齢者までを対象として、様々な交流事業を実施することで、地域の活性化を推進した。 ②地域の団体と連携して、「苔玉づくり」と「干支の絵付けと昔遊び」の2事業を実施。地域の方や参加者親子、祖父母と孫など、体験を通して世代を超えた交流が図られた。 ③子育て親子のほかに、高齢者も参加可能にしている「わくわくつどいのひろば」事業を、ニコニコこども館において月に1～2回の頻度で開催している。 ④市内の認可保育施設において実施している地域住民等が参加出来る各種行事を「郡山市子育てサイト」で周知した。また、公立保育所においては、「運動会」、「団子さし」、「季節のお祭り」等地域住民等が参加できる各種行事を実施した。	①子育て世代層が参加時間に余裕がない。 ②参加者の固定化や関連団体の高齢化により、周知方法や事業内容を検討する必要がある。 ③チラシを作成、配布しているほか、市ウェブサイト上に掲載して周知を図っているが、高齢者の参加数は少ない。	①住民のニーズを踏まえながら継続して実施する。 ②回覧板等を用いた町内会等への声掛け等を行い、地域の方にもより多く参加していただけるよう周知方法を工夫する。また、制作にとどまらず、実際に制作したものを体験してもらう時間を多くとることで、今以上に参加者間での交流の場を創出する。 ③高齢者のニーズ等を踏まえながら、事業の方向性を検討する。 ④地域の世代間交流や地域の文化の伝承等を目的としていた、「保育所ふれあい事業」を令和6年度に廃止しており、今後、保育所における三世代交流事業のあり方について検討していく必要がある。 なお、各保育所が実施している、地域住民等が参加できる行事等の周知については、継続して実施していく。	①生涯学習課 ②ダイバーシティ推進課 ③子育て給付課 ④保育課
2 生涯学習等の支援	(1)長寿社会対策推進事業（あさかの学園大学）	43	あさかの学園大学は、令和元年度からこおりやま広域圏事業として募集対象を広域圏内に拡大し、入学者数が増加した。その後、新型コロナウイルス感染症の流行の影響から学生数が減少したものの回復基調にある。	高齢者が生涯学習活動を行うことは、自身の生活の質を高め、孤立防止、健康づくりの面からも重要であるが、ライフスタイルや価値観も多様化しており、多岐にわたる学習ニーズへの対応が必要である。	今後も圏域全体の高齢化が進む中、高齢者のライフスタイルや価値観の変化に対応した「学生自らが現状の課題に対応できる能力」を身に付けられるカリキュラムの充実を図っていく必要があり、高齢者の趣味・関心、生活スタイルに合わせた多彩な講座・イベントの提供やデジタル活用支援も含めた生涯学習機会の提供等を推進する。	健康長寿課
	(2)公民館の定期講座開催事業	43	①高齢者の学習ニーズに応じた講座を実施することで、高齢者の生きがいづくりや地域の活性化を推進した。 ②令和7年度は中央市民学校など、講座数及び講座開催回を増やしたが、受講者数は横ばいだった。	①限られた財源の中、高齢者のニーズを的確に把握した講座を開催する必要がある。 ②勤労者世代、特に20～40歳代の参加者数が減少しており、各世代の学習ニーズに応じた講座内容や開催手法等を検討し、多くの方が参加しやすい講座を開催する必要がある。	①高齢者の生きがいづくりやニーズを的確に把握し継続して実施する。 ②引き続き地域の実情や世代ごとの市民ニーズに対応した参加しやすい全世代型の学習機会を設けることで、誰でもいつでも生涯学習のきっかけづくりや仲間づくりができる環境の整備に努める。	①生涯学習課 ②中央公民館
	(3)生涯学習支援事業	43	高齢者をはじめ幅広い年代のニーズに沿った、きらめきバンクへの登録（達人先生）や出前講座メニューを提供し、高齢者の生きがいづくりや地域の活性化を推進した。	きらめきバンクの登録者数は講師の高齢化等に伴い減少傾向にある。	きらめきバンクへの登録（達人先生）については、公民館での講師登録案内のほか、まなびLINEや生涯学習ポータルサイトなどのSNSを積極的に活用し登録者数の増加を図っていく。また、出前講座に関しては、オンライン開催などの方法による実施を継続するとともに、まなびLINE等を活用した広報を行い積極的にPRしていく。	生涯学習課
	(4)スポーツ、文化活動を通じた多様な健康・生きがいづくり	44	①高齢者スポーツ大会・ゲートボール大会・高齢者作品展を開催している。 ②毎年9月上旬に郡山市民スポーツ・レクリエーション祭を市内各施設にて開催している。	①高齢者人口が増加している中で、高齢者スポーツ大会の参加者数に大きな増加はみられないことやゲートボール競技人口が減少傾向にあることなどから、高齢者のニーズを捉えた事業内容とするための対応が必要である。 ②高齢者人口は増加しているが、参加者数に大きな増加はみられない。 ・スポーツレクリエーション協会の加盟団体数も減少している。	①高齢者の健康の維持・増進、併せて高齢者相互の親睦と生きがいの充実を図るため、高齢者のライフスタイルや価値観の変化に対応した事業内容について検討する。 ②年齢や身体状況に応じて、気軽にスポーツに参加できる環境を提供するため継続して実施する。	①健康長寿課 ②スポーツ振興課
	(5)ICTの活用	44	①町内会や希望する高齢者等を対象に、地区公民館等でスマートフォン講習会を令和7年度は32回開催した。また、令和5年度からはこおりやま広域圏にも展開しており、令和7年度は24回開催した。 ②主に高齢者を対象としたスマートフォン講座を実施した。 ③シニア向けスマートフォン体験講座（初級クラス・中級クラス）を開催している。	①国のデジタル活用支援推進事業（地域連携型）の終了により、令和9年度以降ゼロ予算での講座開催が困難となる。 ②地域によって参加者数にバラツキがある。 ③スマートフォンの活用場面が多様化する中、受講者のニーズやデジタル技術の進展に対応した講座内容の充実が必要である。	①民間事業者等への情報収集や協議を通じて、継続的な実施に向けた検討を進める。 ②住民のニーズを踏まえながら継続して実施する。 ③高齢者のニーズやデジタル技術の進展を踏まえ、講座内容の充実を図るとともに、デジタル活用能力を向上させるため、継続して実施する。	①DX戦略課 ②生涯学習課 ③健康長寿課

中項目	小項目	掲載ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
3 高齢者の就労対策	(1)高齢者の就業機会の確保	44	高年齢者に対して生きがいの充実や社会参加の推進を図るため、公益社団法人郡山市シルバー人材センターへ運営費を補助している。また、シルバー人材センターに準ずる団体を高年齢等就業支援団体として認定し、高年齢者等に対する就業の機会の確保及び組織的提供を行っている。	会員の安全管理の徹底やデジタル化への対応、会員数増強及び退会者数の減少に努める必要がある。	高年齢者が働くことを通じて生きがいを得、地域社会活性化に貢献できるという点から、継続して支援を行う。	産業雇用政策課
	(2)介護資格取得費用の一部助成	44	慢性的に人材が不足している介護分野への人材を確保するため、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修に要する費用の助成を行っており、介護従事者のスキルアップに寄与している。	令和8年度の申請者数は前年度よりも増加しており、助成の拡大について検討する。	介護従事者確保のため、費用助成事業の継続的な実施。	介護保険課

第3章 生活環境の充実

1 安全・安心な環境づくりの推進	(1)ユニバーサルデザインの推進・暮らしやすい環境の整備	46	①第三次こおりやまユニバーサルデザイン推進指針（2026～2033）に基づき、ユニバーサルデザインの啓発・ユニバーサルデザインを実践できる人材育成等、各種施策を実施している。 ②第6期障がい者福祉プラン（2024-2026）に基づき、障がい者等のニーズに対応した誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを推進するため各種施策を推進している。 ③本事業は、身近な生活道路において、狭隘道路の拡幅改良や砂利道の舗装などについて、地域からの要望に基づき、整備要件を満たした箇所のうち、整備効果の高い箇所を優先し、計画的に実施している事業である。整備にあたっては、「郡山市市道の構造の技術的基準を定める条例」や「高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)などに基づき、安全で利用しやすい道路環境の整備を推進している。 ④路線バス事業者が自身で維持することが困難な路線で、市が市民の生活に必要な交通手段として維持が必要と認めた路線に対し、赤字補填補助を行っている。 ⑤土地区画整理事業地区内の公園予定地について、地域住民の憩いや活動、レクリエーションの場としての公園整備を行っている。	①2026年以降は、あらゆる世代へのUDへの周知、当事者が参加するUDの取り組みが重要になる。 ②障がい者が安全安心に外出できるよう、移動環境の利便性の向上 公共施設等の整備について、バリアフリー及びユニバーサルデザインの考えを取り入れ先導的に施設・設備の整備 ③各地区から毎年度多くの道路整備要望が寄せられている一方で、予算や人員などの制約があることから、要望に対する対応が追いつかず、未整備箇所が増加している。 ④路線バス事業者では、運転手の高齢化による深刻なドライバー不足、人件費や物価の高騰による運行経費の上昇が続いており、特に人口減少地域や過疎地でのサービス維持が困難な状況となっている。 路線バスを維持していくためには、公共交通事業者と連携し、路線再編、効率化を図る必要がある。 また、路線バスの利用促進を図るため、路線バスに接続する交通手段を検討していく必要がある。 ⑤原材料費や労務価格の上昇等により事業費の増加が見込まれる。	①第三次こおりやまユニバーサルデザイン推進指針に基づき、当事者と連携しながら、高齢者や障がい者等、配慮を必要とする人への理解促進や意識醸成に取り組む。 ②障がいのある人もない人も、互いに地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、各種施策に取り組む。 ③引き続き、地域からの要望を踏まえながら、時限的に創設された緊急自然災害防止対策事業債などの財源を有効活用し、高齢者をはじめ、誰もが安全・安心に移動できる生活環境の形成に向け、必要性や整備効果の高い箇所から計画的に整備を推進する。 ④必要なバス路線については、再編も検討しながら、継続的な補助により維持を図っていく。 郊外では廃止された路線バスの代替としてデマンド型乗合タクシーを導入しているが、今後は市街地でも交通空白地帯の発生が懸念されるため、その都度、地域ごとの特性に応じた公共交通体系を検討していく。 ⑤公園整備をすることにより、地域住民の憩いや活動の場、健康増進の場、さらに災害時においては避難場所としての機能が確保できることから、安全・安心に利用できるユニバーサルデザインに対応した公園施設整備を継続して実施する。	①市民・NPO活動推進課 ②障がい福祉課 ③道路計画課 ④総合交通政策課 ⑤公園緑地課
	(2)防災体制の強化	47	①市内に42ある自主防災組織に対して、運営費等の補助や各種防災活動及び訓練等に必要な資機材の貸与等を実施。 ・各地域の自主防災組織の代表者で構成する郡山市自主防災連絡会を中心とし、組織力の向上と更なる防災意識の向上のため、各種会議や研修等を実施。 ②避難行動要支援者数 38,274人 要支援者一覧表登録者 13,635人（35.6％） 近隣協力者登録率 16.6％ 個別避難計画作成実績 484人（3.5％）	①地域や自主防災組織によって、自主的な防災訓練やパトロール等、活動内容にばらつきがある。 ②避難支援に必要な情報を登録し、町内会長等の地域支援者への情報提供に同意した者の割合が、要支援者数の35.6％と半分に満たない。 避難支援を更に実効性のあるものにする個別避難計画の作成が、登録者数の3.5％と低迷している。	①各種研修会への参加や、市総合防災訓練への参加を促し、防災知識を持った地域の防災活動のリーダー等の人材育成を図る。 ②更なる登録促進を図るため、新規対象者に対して勧奨するとともに、広報やウェブサイト等で周知を図る。 ハザード地区など災害発生の可能性が高い地区から作成勧奨通知を行い、個別避難計画の作成促進を図る。	①防災危機管理課 ②保健福祉総務課

中項目	小項目	掲載ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
1 安全・安心な環境づくりの推進	(3)防犯体制の強化	48	・青色回転灯を装着した公用車による防犯パトロール活動や防犯関係団体への活動支援など、関係機関・団体と連携しながら防犯活動を継続した。 ・自主的にパトロール活動を行う団体へ、用品支給による活動支援事業を継続した。	青色回転灯パトロールやパトロール用品を支給した団体による防犯パトロール等の実施により、市民の防犯意識の向上が図られているが、刑法犯認知件数は増加しており、空き巣や万引き、自転車の盗難、なりすまし詐欺の被害も多いことから、様々な関係団体と連携し防犯活動に取り組み事業内容を効果的なものにする必要がある。	・犯罪などを防ぐ最大の抑止力は、町内会をはじめ、関係機関・団体が連携した地域ぐるみの「人の目」による活動と考えており、地域の関係団体等の活動を相互に把握しながら、より連携を意識した活動の充実について検討していく。 ・高齢者世帯をターゲットにした強盗、詐欺事件の慢性的な多発を受けこれに関する各種情報提供や対策強化を図る。	セーフコミュニティ課
	(4)消費者被害防止に向けた取り組み	48	高齢者を狙ったなりすまし詐欺や悪質商法等の消費者被害の未然防止を図るため、出前講座や広報誌、市ウェブサイト等を活用した情報発信を実施するとともに、消費生活センターにおいて助言・あっせんを行いながら、関係機関と連携した相談対応を実施した。	特殊詐欺や悪質商法の手口は巧妙化・多様化しており、高齢者を中心とした消費者被害が継続して発生していることから、被害の未然防止に向けた効果的な啓発及び関係機関との連携強化が必要である。	高齢者の消費者被害の防止及び安全・安心の確保を図るため、出前講座や各種媒体を活用した情報発信を継続するとともに、消費生活相談体制の充実と被害の未然防止に取り組みながら、関係機関との連携を強化していく。	セーフコミュニティ課
	(5)事故予防の推進	48, 49	①高齢者人口が増加しているものの、利用件数は毎年45件前後の横ばいである。 ②交通安全啓発チラシの作成・配布による周知啓発を実施しながら、高齢者の運転が原因となる交通事故を未然に防止するため事業を継続した。 ③「救急あんしんお願いカード」について、救急搬送時に、救急隊に緊急連絡先や既往歴等を適切に伝えることができるよう、必要とする市民や町内会等に配布している。 ④住環境のチェックや事業内容を掲載した転倒窒息事故防止啓発チラシを作成し、市施設や関係団体等を通じての配布や、広報こおりやまへの記事掲載などにより周知啓発を実施した。また、高齢者の交通事故防止についても市の事業チラシの一部に記事を掲載し啓発を行った。	①住宅改修については本事業以外にも介護保険制度や障がい者を対象としたものがあり、類似事業との住み分けや利用方法等について検討が必要である。 ②少子高齢化の進展により高齢運転者に起因する交通事故が増加していることに伴い、自主返納者も増加傾向にあるため、免許返納事業や新たな高齢者交通事故対策を検討する必要がある。 ③紙での配布だけでなく、ウェブサイト等による更なる周知啓発を広げる必要がある。 ④チラシの配布方法や配布先などより効果的な周知啓発方法やその他の周知啓発について検討していく必要がある。	①高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、引き続き事業を実施しながら事業の有効性について検証を行っていく。 ②総合交通政策課で実施している「乗合タクシー事業」などの交通施策と連携した取組みについて検討していく。 ③町内会や自主防災組織等を通した周知啓発に努める。 ④より効果的な事故予防の周知啓発について検討し、関係各課とも連携しセーフコミュニティ活動に取り組む。	①健康長寿課 ②セーフコミュニティ課 ③防災危機管理課 ④地域包括ケア推進課
	(6)見守り体制の充実	49	①民生委員596人、民生委員協力員53名で市内の高齢者をはじめ地域住民の見守りを行っている。 コロナ禍以降、訪問・活動件数は減少していたが徐々に回復しコロナ禍以前の状況とほぼ変わらなくなっている。 ②一人暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与、設置し、緊急時の通報体制の確保を図るとともに安否確認により日常生活の見守りを行った。 ・市内団体・事業所で「認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会」組織しその従業員等が、地域において見守り活動を行い、「ヘルプカード」の普及を行った。	①民生委員のなり手不足が本市だけでなく、全国的に課題となっている。 民生委員の欠員が27名ほどいる状況であり、欠員の出ているエリアは、近隣エリアの民生委員がカバーしている状況である。 ②緊急通報システムは、サービス利用者の拡充のため、固定電話回線を持たない世帯のための「無線型」や協力員の登録が不要である「見守り電球」の周知を図り今後さらに普及させていく必要がある。 ・認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会の団体数は横ばいとなっている。	①現状の課題を踏まえ、民生委員協力員制度の推進を図るほか、国県に活動費をはじめとした体制の見直しを要望していく。 ②一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、社会情勢の変化に伴う人間関係の希薄化等により、引き続き利用者の増加が見込まれる。「見守り電球」サービスの普及を図るとともに、「緊急通報システム」サービスを継続して実施し、高齢者の緊急時の安全確保と在宅生活の不安解消を図っていく。 ・今後も本事業の重要性の周知を図り、登録団体の増加を図る。	①保健福祉総務課 ②地域包括ケア推進課 (セーフコミュニティ課)
	(7)高齢者の交通手段の確保	50	①路線バスが廃止になった郊外地域には、移動手段を持続的に確保するため、デマンド型乗合タクシーを市内10地区にて運行している。 (デマンド型乗合タクシー運行地区：日和田地区、熱海地区、西田地区、田村地区、安積地区、三穂田地区、逢瀬地区、喜久田地区、片平地区、中田地区) ②社会経済情勢の変化による公共交通の減少や高齢者人口の増加、高齢化率の上昇により、移動手段の確保に苦慮する高齢者がみられる。	①多様化する高齢者の通院や買い物等の交通ニーズに対応するため、懇談会を定期的の実施し、利用者の声を継続的に聴取、把握する必要がある。 また、路線バスの廃止に伴い、市街地や郊外を問わず公共交通が行き届かない地域が増加し、高齢者の移動が一層困難となる可能性がある。 ②高齢者の社会参加は、自身の生活の質を高め、孤立防止、健康づくりの面からも重要であるが、移動手段が確保できないために参加が制限される高齢者に対する対応が必要である。	①費用対効果や地区のニーズ等も踏まえながら、乗合タクシーの運行内容の見直しを行っていく。 更に、少子高齢化の進行などに伴う既存の公共交通体系の状況を踏まえながら、導入地区の拡大等についても検討していく。 ②75歳以上の高齢者については、高齢者健康長寿サポート事業において、バス、タクシーの利用が可能であることから、事業の周知と利用促進を図っていく。	①総合交通政策課 ②健康長寿課
	(8)生活物資の調達手段の確保（買い物支援）	50	社会経済情勢の変化による公共交通の減少や高齢者人口の増加、高齢化率の上昇により、移動手段の確保に苦慮する高齢者がみられる。	高齢者の社会参加は、自身の生活の質を高め、孤立防止、健康づくりの面からも重要であるが、移動手段が確保できないために参加が制限される高齢者に対する対応が必要である。	75歳以上の高齢者については、高齢者健康長寿サポート事業において、バス、タクシーの利用が可能であることから、事業の周知と利用促進を図っていく。	健康長寿課

中項目	小項目	掲載ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
1 安全・安心な環境づくりの推進	(9)熱中症予防の啓発・推進	50	①気候変動の影響に伴う平均気温の上昇により、今後、極端な高温等が起こる頻度の増加が見込まれる。郡山地方広域消防組合管内では2025年305人が熱中症により救急搬送されており、救急搬送された方の半数以上が屋内での発症であり、半数以上が65歳以上の高齢者となっている。 ②世界規模の温室効果ガス排出により、地球温暖化が進行し、地球の平均気温上昇が懸念される。	①高齢者は、暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する身体の調節機能も低下しているため、自覚がないまま熱中症にかかる危険性が高い。エアコン等の適切な使用や水分補給等、自ら熱中症予防行動をとることが難しい場合もある。また、自分で熱中症対策をとることができない障がい者や幼児、炎天下で作業をする働き世代など全世代に向けて熱中症対策を周知していく必要がある。 ②地球温暖化による気温上昇を前提に被害を回避、軽減する「適応策」が求められている。	①令和8年度からきらめき出前講座で熱中症予防を新設。熱中症予防について広報や市ウェブサイト、ライン、チラシ等によりあるゆる世代へ広く周知していくことで、熱中症予防行動を促していくことが重要である。 ②気候変動適応法の改正に伴い、暑熱避難施設（クーリングシェルター）の整備、熱中症対策普及団体を活用した普及・啓発を行う。	①保健所健康づくり課 ②環境政策課
2 高齢者の住まいの安定的な確保	(1)養護老人ホーム	51	身体・精神上、または経済上の理由により住まいを確保出来ない方に対して、養護老人ホームへの入所措置を行っている。	高齢者の経済・身体状況の悪化に伴い、在宅での生活が困難になった場合、最終的なセーフティネットとして存在しているが、措置による入所になるため、民間施設入所や在宅介護サービスを拡充するなどの十分な検討が必要となっている。	介護保険サービスによる在宅サービスの拡充や民間施設入所の検討などにあたり、支援者であるケアマネジャー等との連携を強化していく。	健康長寿課
	(2)軽費老人ホームA型、ケアハウス	51	高齢者の多種多様なニーズに対応した住まいを安定的に供給できるよう、社会福祉事業者が運営する軽費老人ホーム（ケアハウス）に対する支援・補助金交付を行っている。	高齢人口の増加により、各種高齢者向け施設に対するニーズは複雑・多様化している。経済的な理由で施設入所を断念することがないように、経済状況に応じた費用負担で入所できる施設が一層必要となっている。	高齢者各々の経済状況に応じて、低廉な価格で入所できる施設はセーフティネットの一つとして、重要な役割を果たしている。今後も当該施設の運営に対し、適切な補助を行い、施設の運営継続に尽力していく。	健康長寿課
	(3)有料老人ホーム	51	民間事業者が運営する有料老人ホームの実態把握および該当施設への立ち入り調査等を行い、必要に応じて運営指導を行っている。	高齢人口の増加により、施設数も年々増加傾向にある。有料老人ホームのサービス提供形態も多様化しており、今まで以上に有料老人ホームの実態把握や運営指導が必要となっている。	高齢者が安心して有料老人ホームへの入居ができるよう、施設の設置状況の把握を行う。そのうえで、有料老人ホーム事業の適切性を定期的にチェック・指導する。また、当該施設の情報に市民がリーチできるよう定期的に施設一覧を公開していく。	健康長寿課
	(4)サービス付き高齢者向け住宅	52	①バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について登録事務を実施した。 ②定期的に運営指導を実施している。	①サービス付き高齢者向け住宅は要介護度の低い比較的自立した高齢者向けの施設となっているが、入居者の要介護度や認知症が進行した場合の設備の整備や看取りを行える体制の確保などに課題を感じている事業者が多い。 ②多様な居住形態に対応した、サービス提供体制の構築の必要がある。	①サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地の推進や空間の質の向上、サービスの質の確保・向上等、高齢者の安心な住まいの確保に向けた取り組みを推進する。 ②適正なサービス提供体制の継続的に検討していく。	①住宅政策課 ②介護保険課
	(5)高齢者が安心して入居できる賃貸住宅の供給促進	52	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正（平成29年10月25日施行）により、家賃や家賃債務保証料等に対する経済的支援、専用住宅の登録、住宅確保要配慮者の入居支援等の制度が創設されるなどその機能が強化され、令和4年度から、住宅政策課が住宅の登録事務を開始した。 R8.4.1現在686棟4,246戸登録	今後高齢者のみの世帯が増加すると見込まれ、住まいのバリアフリー化や生活に係る福祉サービスがより必要とされているが、住宅の高齢者仕様の整備は約半数に留まっており、特に借家ではバリアフリー化が進んでいない。	福祉部局と連携し、高齢者等のライフスタイルや健康状態に応じて適切に住まいを選び、住み慣れた地域で安心して居住できる住宅・住環境づくりに向けた取り組みを推進する。	住宅政策課
	(6)生活に困窮する高齢者に対する公的賃貸住宅の供給促進	52	市営住宅募集において、募集を行う住戸の中に、高齢者世帯の戸数枠を設けて、優先的に取り扱い、入居の機会を提供している。	市営住宅募集において、低層階及びエレベーター停止階の住戸の申込倍率が高いことから、エレベーターの無い高層階の利活用促進について検討する必要がある。	高齢者の市営住宅申込及び入居件数が増加していることに伴い、住戸外部設備の整備のほか、住戸内部について、手すりやスロープ設置等によるバリアフリー化及びユニバーサル化の推進を検討する。	住宅政策課
3 高齢者施設の利用促進	(1)老人福祉センター・高齢者文化休養センター	53	高齢者の憩いの場、交流の場として低額で入浴、宿泊等ができる高齢者向け施設を運営している。	各施設は建物の老朽化に伴う維持管理経費の増大、利用者数の減少、費用対効果の低下、民間施設との競合等が課題となっている。	本市が運営する高齢者施設については安全で利用しやすい施設管理・運営を行うとともに、建物の老朽化、民間事業者との競合、利用者数の状況、財政負担等を踏まえ、次世代に負担を残さないよう今後のあり方を検討する。	健康長寿課

中項目	小項目	掲載ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
3 高齢者施設の利用促進	(2)地域交流センター・市民福祉センター	53	高齢者の憩いの場、交流の場として低額で入浴、宿泊等ができる高齢者向け施設を運営している。	各施設は建物の老朽化に伴う維持管理経費の増大、利用者数の減少、費用対効果の低下、民間施設との競合等が課題となっている。	本市が運営する高齢者施設については安全で利用しやすい施設管理・運営を行うとともに、建物の老朽化、民間事業者との競合、利用者数の状況、財政負担等を踏まえ、次世代に負担を残さないよう今後のあり方を検討する。	健康長寿課
4 民間団体との連携推進	(1)社会福祉法人等の公益法人との連携強化	54	【いきいきサロン活動】 令和7年度実績(38地区支部社協) 会食会 356回開催 8,245人参加 茶話会 1,243回開催 18,274人参加 各地区支部において、地域性に合わせた行事等を計画・運営し、会食会、茶話会のどちらにおいても昨年度の実績を上回る開催数、参加者数となっている。 【配食サービス】 令和7年度実績(38地区支部社協) 135回実施 10,470人利用 各地区支部において、会食会や茶話会の会場までいくことができない高齢者を対象に、手作りや注文した弁当を届け、安否確認等の活動を行っている。 【地域住民支え合い活動】 生活支援コーディネーター（SC）は、2016(平成28)年度から配置を開始し、2026(令和8)年6月現在で第1層SC1名、第2層SC12名の計13名が、関係者間のネットワーク構築、担い手の育成及びニーズとサービスのマッチング等のコーディネート業務を実施している。 第2層協議体は、新型コロナウイルス感染症の影響で地域活動全般にわたり自粛の動きが見られたものの、2026(令和8)年6月現在で39地区中36地区において設置され、情報共有及び連携強化を図っている。 【子育てサロン】 令和7年度実績(38地区支部社協) 88回開催 親子668組参加 地域の集会所や公民館等において、地域住民と子育て中の親子が協働で企画・運営していく仲間づくり、交流の場づくりを行っている。 【世代間交流】 令和7年度実績(38地区支部社協) 74回開催 5,860人参加 地域において、世代を超えたつながりや相互理解を深めることを目的として、地域の集会所や公民館等で実施している。 【地域支え合い活動マップづくり】 地域における支え合い活動の掘り起こしを図るとともに、災害時における要援護者等の見守り体制づくりの推進している。 【友愛訪問活動】 令和7年度実績(38地区支部社協) 116回実施 8,614人利用 見守りの必要な高齢者宅を訪問し、安否確認を行うと共に、孤独感の緩和を図る事を目的として実施している。 【住民参加型在宅福祉サービス“たすけあい活動”の推進】 令和7年度実績(令和8年3月31日時点) 助っ人会員登録者数 99人 利用会員登録者数 165人 活動総数 2,952件 日常生活の中のちょっとした困りごとを、住民同士で支え合う有償ボランティア活動として実施している。 【認知症高齢者のためのSOS見守りネットワークへの協力】 郡山市が取り組んでいる「認知症高齢者SOS見守りネットワーク」に職員が登録し、行方不明者の早期発見につながる活動に協力している。	【いきいきサロン活動】 各地区において、高齢者の増加と担い手である福祉委員の高齢化が課題となっている。 【配食サービス】 コロナ禍以降、手造り弁当を配食する地域が減少し、担い手である福祉委員も高齢化している中、弁当を届ける活動が負担と感じている地域もみられてきた。 【地域住民支え合い活動】 第2層協議体はおおむね設置を完了したが、高齢者の支えあいによる生活支援の充実・強化については、地区により活動にばらつきが見られる。また、担い手の高齢化により、継続的な支え合い活動に課題が見られる。 【子育てサロン】 少子化が進み、地域によっては子育てサロンの実施ができていない地域もある。 【世代間交流】 子育てサロン同様、少子化により子どもの参加が見込めず世代間交流を実施できていない地域もある。 【地域支え合い活動マップづくり】 個人情報の取り扱いとプライバシーの壁が課題となり、取り組んでいる地域が限られている。 【友愛訪問活動】 高齢者の増加により、見守り世帯が増える中、担い手である福祉委員も高齢化が進んでいる。 【住民参加型在宅福祉サービス“たすけあい活動”の推進】 活動の多くが朝のゴミ出しだが、地域によっては助っ人会員の登録者がいない地域もあり、マッチングができないこともある。	【いきいきサロン活動】【配食サービス】【子育てサロン】【世代間交流】【友愛訪問活動】 若い世代に地域福祉活動に関心を持ってもらえるよう、サロン活動等の取り組みや福祉委員の活動について様々な方法で情報発信を行い、担い手の育成を行っていく。 【地域住民支え合い活動】 高齢者の支え合いによる生活支援は、先行事例の共有や展開等を通して、より多くの地区で活動を活発化させる必要がある。さらに支えあいの機運が高まりを見せた地区については、総合事業への移行も検討する。実際、一部の地区では、総合事業も実施されている。通いの場や移動の問題などの解決に向けて活動を継続していく。 【地域支え合い活動マップづくり】 マップ作成後、そこから見える課題を抽出し支え合いの取り組みに発展できるよう働きかけを行っていく。 【住民参加型在宅福祉サービス“たすけあい活動”の推進】 現在の社会情勢のなか、現状の取り組み方法のまま運用すべきか今後検討を進めていく。 【認知症高齢者のためのSOS見守りネットワークへの協力】 より多くの職員や福祉委員に登録してもらえるよう引き続き呼び掛けていく。	保健福祉総務課・社会福祉協議会 (地域包括ケア推進課)

中項目	小項目	掲載ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
4 民間団体との連携推進	(2)保健衛生地区組織の育成・支援の強化	55	食生活サポーター、健康づくり推進員へ健康づくりや栄養に関する研修会等を実施し育成を行っている。また、研修を受けた食生活サポーター、健康づくり推進員が各地域で健康づくりや栄養に関するチラシの配布や健康教室等を実施し周知啓発を行うことができるよう支援を行っている。	食生活サポーターや健康づくり推進員の高齢化や担い手不足が課題であり、今後活動を継続していくための体制の見直しが必要である。	令和9年度より食生活改善部と健康づくり部を統合し、これまでの食と健康の活動を統合して実施できる体制を整える。地区の実情に応じて活動しやすい体制を整えることで限られた人員で効果的に、各地域で活動できるよう継続して育成と支援を行っていく。	保健所健康づくり課
	(3)ボランティア、民間団体等の育成・支援の強化	55, 56	①市民活動団体を支援する拠点として市民活動サポートセンターを運営し、各種相談対応、人材育成のための講座、情報収集・提供等を実施している。 ②【出前ボランティアスクール】R7度実績16件 小中学校での福祉教育＝14件 シニア世代ボランティア講座＝2件 【住民参加型たすけあい活動助っ人隊養成講座】令和7年度実績 出前講座 1回 参加者数 76人 住民同士がお互いさまの感覚で生活全体を支え合う有償ボランティアの推進を図るため、担い手となる助っ人会員を養成するため実施してる。 【災害ボランティア養成講座】R7度実績 参加者28名 【ボランティアコーディネート事業】R7度実績 マッチング件数＝390件 ボランティア活動希望相談＝786件 実践者からの相談＝600件 ボランティア活動保険に関する相談＝967件 運営団体の高齢化による会員減・新会員不足・運営資金難等	①市民活動団体の運営を支えてきた方の高齢化により、次の担い手となる後継者育成が重要になる。 ②【出前ボランティアスクール】 小中学校から福祉教育の依頼状況が少ない。(市内80校のうち14件程度)チラシ等で福祉教育の周知も行っているが、件数はあまり増えていない。 シニア世代向けにボランティア講座を年2回行っているが、集まる人がいつも限られる。 【住民参加型たすけあい活動助っ人隊養成講座】 地域によっては、助っ人会員がいない地域があるため、マッチングができないことがある。 【災害ボランティア養成講座】 災害ボランティアと聞くと肉体的な活動イメージが強く、養成講座への参加者も限られている。協働型災害ボランティアセンターを運営するための体制づくりが重要。 【ボランティアコーディネート事業】 高齢化による会員減・高齢化による継続不可能・新会員不足があり、相談内容も多種多様になっている。ボランティアセンターの周知不足。	①高齢者の経験やスキル等を次世代の担い手へ継承する取り組みを支援する。 ②【出前ボランティアスクール】 こどものころから福祉について学ぶ機会の提供＝小中学校での福祉教育(福祉・障がい・高齢)充実を図るため、小中学校を管理する郡山市の担当課へ協力依頼をする。 【住民参加型たすけあい活動助っ人隊養成講座】 助っ人会員の登録者のいない地域への働きかけを強化していく。 【災害ボランティア養成講座】 登録団体との連携強化・災害時の協力体制構築。 郡山市との協定に基づき体制構築を連携強化。平時からの顔の見える関係性へ。福祉教育への周知を図るため、行政とも連携をし、広めていく。 【ボランティアコーディネート事業】 企業へボランティア活動の推進。LINE活用・SNS発信。	①市民・NPO活動推進課 ②保健福祉総務課・社会福祉協議会

第4章 相談・支援体制の充実

1 相談支援・情報提供の充実	(1)地域包括支援センターの機能強化	58	高齢者数の増加に伴い相談件数が増加し、高齢者に関する相談内容も多様化していることから、職員の配置基準の見直しや定期的な会議及び研修会を開催するなどし職員の資質向上に努めている。	相談内容がより複雑になっており、対応困難な事例が増えている。	引き続き、地域包括支援センター職員の資質向上に努めるとともに、多様な相談内容に対応するため各種関係機関との連携を図る。	地域包括ケア推進課
	(2)基幹型地域包括支援センターによる支援の充実	58	基幹型地域包括支援センターを地域包括ケア推進課内に設置し地域包括支援センターの目的達成に向け、各地域包括支援センター間の総合調整や助言指導・後方支援等を行っている。	地域包括支援センターの相談件数が増加しており、内容の多様化に対応できる体制強化が必要である。	支援の充実に向け、引き続き地域包括支援センターへ助言指導や後方支援を行う。	地域包括ケア推進課
	(3)多機関連携による相談体制の強化	59	①複雑化・複合化する課題に直面し、継続的な支援を必要とする相談者一人ひとりの相談内容に合わせて適切な関係機関等へとコーディネートするなどの寄り添った伴走支援を実施した。また、支援機関からの情報収集や積極的なアウトリーチにより、窓口足に足を運べない潜在的な相談者への支援も行った。 ②一つの支援機関だけでは対応困難な複雑・多様化した課題の解決を図るため、福祉まるごと相談窓口など他分野と連携促進を図りながら対応している。	①複雑化・複合化する課題に直面し継続的な支援を必要とする相談者は依然として多く、窓口足に足を運べない潜在的な相談者への対応も必要である。また、支援が必要な市民に対する相談窓口の周知が課題である。 ②家族形態や社会環境の変化に伴い、単独の支援機関だけでは対応が難しい、「身寄りのない高齢者」や「生活困窮者」、「8050問題」、「障がいのある家族との同居」などの事例が増加している。	①相談者一人ひとりに合わせた伴走支援や積極的なアウトリーチによる潜在的な相談者への支援を今後も継続して実施し、併せて相談窓口の周知についても継続して実施していく。 ②対応困難な複雑・多様化した課題の解決を図るため、多機関での連携を強化していく。	①保健福祉総務課 ②地域包括ケア推進課
	(4)災害時等における相談支援体制の確保	59	地域包括支援センター間の協力体制を整備することで、災害発生時等においても相談支援体制の確保を図っている。	災害発生時においても、地域住民の支援に支障をきたさないように、引き続き相談支援体制を確保する必要がある。	災害発生時の様々なケースを想定し、平時から地域包括支援センター間の相談支援の協力体制整備を図っていく。	地域包括ケア推進課

中項目	小項目	掲載 ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
2 日常生活を支援する体制整備の推進	(1)生活支援コーディネーターの配置	61, 62	生活支援コーディネーター（ＳＣ）は、2016(平成28)年度から配置を開始し、2025(令和7)年度末現在で第1層ＳＣ1名、第2層ＳＣ12名の計13名が、関係者間のネットワーク構築、担い手の育成及びニーズとサービスのマッチング等のコーディネート業務を実施している。 第2層協議体は、2025(令和7)年度末現在で38地区中36地区において設置され、情報共有及び連携強化を図っている。	2016（平成28）年度の配置以降、地域においてＳＣの活動への認知と理解は進んでおり、地域資源や地域課題の把握、情報の発信について大きな役割を担っている。 一方で、2025（令和7）年度における「担い手の養成・啓発」、「協議体の開催」にかかる業務はそれぞれ全体の3％程度である。	地域課題やニーズを把握するだけに留まらず、市、包括支援センター、各事業所、学校等幅広い団体と協議を進め、課題解決のための多様な主体のマッチングを進めていく。 また、2025（令和7）年度から始めた訪問型サービス・活動Bの制度の周知や業務拡大を進め、地域におけるニーズと各種事業のマッチングを行っていく。	地域包括ケア推進課
	(2)協議体活動の推進	61, 62	2025（令和7）年度は第1層協議体を1回、第2層協議体を89回開催し、各地区における互助・共助の取り組みを広げることができた。	市内36地区に第2層協議体が設置されており、地域の実状に沿った取り組みが行われているが、協議体の構成員となる担い手の不足が全地区での課題となっている。	第2層協議体は郡山市内に36地区設置されているが、引き続き未設置の地区でも設置のための課題把握、担い手のマッチング等を行っていく。	地域包括ケア推進課
	(3)介護予防・生活支援サービスの充実	61, 62	生活支援サービスとして「訪問型サービス・活動B型」「配食サービス活用事業」を開始。「互助」「共助」によるサービスの充実が図られている。	サービスの多様化に向けて、参入支援を継続する必要がある。	補助金の支給、研修や生活支援コーディネーターの配置により、地域の多様な主体がサービスを提供できるよう支援する。	地域包括ケア推進課
	(4)住民主体の取り組みの支援（通いの場）	61, 62	住民主体の取組みを支援するため、地域包括支援センター等と連携して通いの場への参加や立ち上げ、継続に向けた支援を実施している。	住民主体の取組みについて、継続した支援が必要である。	主体的に介護予防に取り組む団体を増やすための施策を検討、実施していく。	地域包括ケア推進課
	(5)関係機関との連携（包括支援センター、町内会、民生委員、各保健センター）	61, 62	関係機関と連携をはかり、高齢者を支える地域づくりを推進している。	地域課題の抽出や整理等を行って地域づくりの推進を進めていく上で、関係機関との連携は必要である。	関係機関と連携しながら、地域課題の抽出や整理等を行い、高齢者を支える地域づくりを推進していく。	地域包括ケア推進課
3 地域ケア会議の充実	(1)地域ケア推進会議、地域ケア圏域会議、地域ケア個別会議 (2)自立支援型地域ケア会議	63, 64	①2025（令和7）年度は、推進会議2回、圏域会議49回、個別会議39回実施。 ②高齢者の自立支援のため、毎年6月～3月の間に月1回開催している。ケアプラン作成事業所やサービス提供事業所の個別事例から、多職種によるアドバイスを受けてサービスの質の向上を図っている。	①地域の特性や高齢者の実情に即した高齢者施策等の検討を行う必要がある。 ②個別事例から地域課題を見出し、市全体としての政策につなげていくことが難しい。 ・傍聴者が少ないため、好事例について広く共有することができない。	①地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域の特性や高齢者の実情に即した高齢者施策等の検討を行うために、今後も引き続き地域ケア会議を開催していく。 ②今後も高齢者の割合が増加していく中で、少しでも自立した生活を送ることができる高齢者を増やし、支援していくため、今後も継続して実施していく。 ・自立支援に向けたケアプラン作成に活用してもらうため、広く周知するための方法を検討する。	①地域包括ケア推進課 ②介護保険課
	(3)円滑に実施するための環境整備	63	地域包括支援センターが円滑に会議を開催できるように、助言等の支援をしている。	ケア会議では複雑化・複合化する課題が多く、課題解決に向けた会議ができるよう支援が必要である。	各会議を開催するにあたり、地域包括支援センターが円滑に会議を進められるように、今後も引き続き助言等の支援をしていく。	地域包括ケア推進課
	(4)多職種との連携	63	多職種と連携して、課題の解決のための会議を開催している。	高齢者が抱える多様な課題の解決のために多職種との連携は必要である。	会議においては、それぞれの内容により、課題の解決に向けて、住民組織や保健・医療・福祉・居住支援関係者、生活支援コーディネーター等の多職種との連携を図っていく。	地域包括ケア推進課
4 高齢者の権利擁護	(1)成年後見制度利用の推進	65	①地域包括支援センターや市直営の基幹包括支援センターにおいて、高齢者等に対する総合相談及び支援を行っている。また、地域ケア会議を開催するなど、関係機関と連携し、実情に即した高齢者施策を検討している。 ・2022（令和4）年4月に、高齢者等の権利擁護の充実を図るため、中核機関として郡山市成年後見支援センターを設置した。（郡山市社会福祉協議会に委託） ②判断能力が十分でない障がい者の財産や権利を保護するため成年後見制度の相談及び支援を行っている。 ・郡山市成年後見支援センターを中心に関係機関等との連携を行っている。	①成年後見支援センターの認知度が低いため、成年後見制度及び成年後見支援センターの周知を図る必要がある。 ・今後、成年後見制度利用者の増加が見込まれることから、円滑に制度が利用できるよう、支援体制や関係機関の連携を強化する必要がある。 ②成年後見制度利用者の増加が見込まれる。	①円滑・迅速な制度利用がなされるよう、中核機関である成年後見支援センターの機能強化を図るとともに、関係機関のネットワーク構築により、支援体制を強化する。 ②郡山市成年後見支援センター等との連携を継続し、円滑な支援を行う。	①地域包括ケア推進課 ②障がい福祉課 （保健所保健・感染症課）

中項目	小項目	掲載ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
4 高齢者の権利擁護	(2)各種専門職や関係機関との連携強化	65	①【福祉なんでも相談事業の充実（アウトリーチ機能の強化）】 生活支援コーディネーター（ＳＣ）は、2016(平成28)年度から配置を開始し、2026(令和8)年6月現在で第1層ＳＣ1名、第2層ＳＣ12名の計13名が、関係者間のネットワーク構築、担い手の育成及びニーズとサービスのマッチング等のコーディネート業務を実施している。 第2層協議体は、新型コロナウイルス感染症の影響で地域活動全般にわたり自粛の動きが見られたものの、2026(令和8)年6月現在で39地区中36地区において設置され、情報共有及び連携強化を図っている。 【日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の体制強化】 福島県社会福祉協議会からの受託事業として郡山市社会福祉協議会が実施。2026(令和8)年度専門員2名。利用者数77名。 【生活福祉資金貸付事業の推進】 福島県社会福祉協議会からの受託事業として郡山市社会福祉協議会が実施。他の貸付制度が利用できない低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を図るため、無利子または低利子で資金の貸付を行っている。2025(令和7)年度申込取次件数18件。 【成年後見事業（法人後見）の推進】 郡山市内で法人後見に取り組む法人は郡山市社会福祉協議会の1法人。郡山市社会福祉協議会では2025(令和7)年度未現在、受任件数6件。 ②成年後見制度の利用の促進のため、地域における専門職団体や関係機関・団体など、多様な分野・主体が参加した情報共有・協議の場として「郡山市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」を令和6年9月に設置した。 ③地域における相談支援の中核的な役割を持つ障がい者基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談支援業務や相談支援事業所への指導・助言、相談支援員の育成等、障がい者の権利擁護などの業務を行っている。	①【福祉なんでも相談事業の充実（アウトリーチ機能の強化）】 第2層協議体はおおむね設置を完了したが、高齢者の支えあいによる生活支援の充実・強化については、地区により活動にばらつきが見られる。また、担い手の高齢化により、継続的な支え合い活動に課題が見られる。 【日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の体制強化】 郡山市社会福祉協議会では職員体制の制約や、既存ケースの対応増加(障がいを持っている方への頻回の対応、支援計画外の対応)により、新規相談ケースに迅速に対応できず待機者が増加している。 【生活福祉資金貸付事業の推進】 例年一定の申込はあり特に教育支援資金の割合が高い。貸付に関する相談は多くあるが、他の資金について利用に結び付くケースは少ない。貸付審査を待つ経済的余裕がないなどのケースもあり、本当に必要な人に必要なタイミングで利用につなげるための周知が必要。 【成年後見事業(法人後見)の推進】 郡山市社会福祉協議会では職員体制の制約により新規の受任を見合わせている状況。 ②支援が必要な高齢者は増加しており、関係機関等との連携を一層強化していく必要がある。 ③相談件数が増加している。 令和7年度 60,546件 令和6年度 57,409件 一般相談(7か所)・基幹相談支援(1か所)	①【福祉なんでも相談事業の充実（アウトリーチ機能の強化）】 高齢者の支え合いによる生活支援は、先行事例の共有や展開等を通して、より多くの地区で活動を活性化させる必要がある。さらに支えあいの機運が高まりを見せた地区については、総合事業への移行も検討する。実際、一部の地区では、総合事業も実施されている。通いの場や移動の問題などの解決に向けて活動を継続していく。 【日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の体制強化】 既存ケースについて本人に関わる医療福祉支援者と連携や役割分担を行い支援計画に基づいた支援が行えるよう整理し、新規相談ケースの待機者解消に向け取り組んでいく。 【生活福祉資金貸付事業の推進】 生活福祉資金を真に必要とする世帯に対し、必要なタイミングで制度が行き届くよう、関係機関との連携を強化し、制度周知の徹底を図る。 【成年後見事業(法人後見)の推進】 第二期成年後見制度利用促進基本計画の内容や、中核機関である成年後見支援センターのネットワークの動向等を踏まえ、職員や運営体制を検討していく。 ②関係機関等と連携し、成年後見制度の利用促進、共通課題等の情報交換、共有等を行いながら権利擁護を推進していく。 ③総合的な相談を相談支援事業所に継続して委託する。 ・一般相談(7か所) ・基幹相談支援(1か所)	①保健福祉総務課・社会福祉協議会 ②地域包括ケア推進課 ③障がい福祉課 (保健所保健・感染症課)
	(3)消費者被害防止に向けた取り組み（再掲）	66	高齢者を狙ったなりすまし詐欺や悪質商法等の消費者被害の未然防止を図るため、出前講座や広報誌、市ウェブサイト等を活用した情報発信を実施するとともに、消費生活センターにおいて助言・あっせんを行いながら、関係機関と連携した相談対応を実施した。	特殊詐欺や悪質商法の手口は巧妙化・多様化しており、高齢者を中心とした消費者被害が継続して発生していることから、被害の未然防止に向けた効果的な啓発及び関係機関との連携強化が必要である。	高齢者の消費者被害の防止及び安全・安心の確保を図るため、出前講座や各種媒体を活用した情報発信を継続するとともに、消費生活相談体制の充実と被害の未然防止に取り組みながら、関係機関との連携を強化していく。	セーフコミュニティ課
5 高齢者虐待防止対策の推進	(1)高齢者の虐待防止と虐待対応への取り組み	67	①「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の規定に基づき、相談・通報体制を整備する。高齢者虐待防止連絡会議を開催し関係機関との連携を図っている。 ②事業所に対して、集団指導での虐待防止の措置に関する事項の周知徹底、運営指導時の取り組み状況の確認を行っている。 ・養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応については、老人福祉法や介護保険法による聞き取り調査、モニタリング等を行い、適切なサービスの確保に向け、指導や助言を行っている。	①高齢者虐待の未然防止・再発防止ができるよう、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の更なる周知が必要である。 ②物理的な証拠がないケースが多いため、虐待かどうかの判断が難しい。 ・高齢者虐待の指導や助言を行っていても、通報や相談が続いている。	①「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき支援を行う。高齢者虐待防止連絡会議を通し関係機関との連携強化を図る。 ②引き続き、毎年の集団指導において、虐待防止の措置に関する事項を周知徹底するとともに、通報時の関係部局の連携体制を強化し、迅速かつ適正に対応していく。 ・介護サービス相談員の派遣により、虐待の抑止力を働かせるとともに、早期発見に努める。	①地域包括ケア推進課 ②介護保険課 (健康長寿課)
第5章 介護予防・生活支援の推進						
1 介護予防の推進	(1)介護リスクの把握	69, 70	75歳以上で単身世帯又は高齢者のみの世帯の市民に対し、おたっしや長寿アンケートを実施。機能低下等支援が必要な高齢者の把握、介護予防事業や通いの場、などを紹介した。	対象となる75歳以上の後期高齢者数や、それに伴うアンケート未回収者の増加が見込まれるため、事業の継続に向けてアンケートやフォローアップ等の効率化を検討する。	早期アプローチによる機能低下の予防、防止を継続していく。また、把握された結果を集約し各地区活動の参考データとなるよう、各包括支援センター等への情報共有を継続して実施する。	地域包括ケア推進課
1 介護予防の推進	(2)介護予防の普及・啓発	69, 70	高齢者に向けた介護予防の普及、啓発の教室を実施。新たに難聴等に着目した「聞こえと物忘れの教室」を開催した。また、開催回数を増やし、より多くの市民が参加できるものとした。	高齢者数の増加が見込まれるため、介護予防に関する知識の普及、啓発の教室を継続する必要がある。	継続して介護予防教室を開催し、知識の普及、啓発を行うとともに、社会参加の取り組みへの理解や通いの場の活性化にもつながるような声かけも実施することにより、高齢者の健康寿命の延伸を図る。	地域包括ケア推進課

中項目	小項目	掲載 ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
	(3)地域リハビリテーション活動の支援	69, 70	リハビリテーション専門職と一緒に、機能低下の心配がある高齢者宅や「いきいき百歳体操」の会場を訪問し、専門的な見地から助言を行い、介護予防活動につなげた。	高齢者数の増加が見込まれるため、より多くの方へ支援できる方法を検討する必要がある。	地域のリハビリテーション職から協力を得やすい関係づくりや事業整備を行っていくとともに、参画できるリハビリテーション職を増やすための研修会等を開催していく。	地域包括ケア推進課
	(4)介護予防に資する通いの場の普及・啓発	69, 70	高知市で考えられた「いきいき百歳体操」等を行う通いの場に対し、立ち上げ時のリハ職派遣など、効果的な活動になるよう支援している。また地域包括支援センターなどの協力を得ながら、新たな立ち上げもサポートしている。	高齢化が進行する中で、通いの場の立ち上げ、運営に携わる市民が途絶えないよう、継続した啓発が必要である。	移動手段に乏しい高齢者が、自宅の近隣で、知識の獲得や体操を実施することで介護予防が図られるとともに、運営側としても社会参画、生きがいづくりにつながる。	地域包括ケア推進課
	(5)介護予防ボランティアの育成	69, 70	高齢者の社会参加や地域における「互助」の推進のため、新たな介護予防ボランティア育成のための講習会、知識等の更新のためのフォローアップ研修などボランティアの育成に務めている。	高齢者数の増加が見込まれ、求められるサービスが多様化していく中、多くのボランティアを継続して育成する必要がある。	ボランティアによる豊かな地域が形成され、ボランティア自身が活動に喜びを見いだせるよう、介護予防ボランティアの育成に務める。	地域包括ケア推進課
2 介護予防・生活支援サービス事業	(1)訪問型サービス（ホームヘルプサービス）	70, 71	利用者自ら行うことが困難な行為について、自宅でホームヘルパーによるサービスを行っている。要支援等認定者数の増加により事業量は増加傾向にある。	要支援等認定者数が増加していることから、事業費の増加が見込まれる。	今後もホームヘルパーによる自立支援に向けたサービスを提供することにより自立の促進や重度化予防を図るため事業を継続する。	地域包括ケア推進課
	(2)通所型サービス（デイサービス）	70, 71	通所介護施設で、日常生活上の支援や、介護予防を目的とした機能訓練、レクリエーション等のサービスを日帰りで行っている。要支援等認定者数の増加により事業量は増加傾向にある。	要支援等認定者数が増加していることから、事業費の増加が見込まれる。	今後も日常生活上の支援や、対象者の目的に合わせた選択的サービス（運動機能向上、栄養改善等）を提供することにより自立の促進や重度化予防を図るため事業を継続する。	地域包括ケア推進課
	(3)多様な主体による多様なサービス	70, 71	緩和した基準による訪問型及び通所型サービスや、地域住民等の多様な主体による訪問型サービス等について実施している。	地域における多様な要支援者等のニーズ等をより一層把握すると共に、それらに対応できる更なるサービスの担い手の発掘及びマッチングが必要である。	要支援者等の様々な生活ニーズや、地域単位の健康課題等に対応していくため、サービスを必要とする利用者と、サービスの担い手の発掘及びマッチングに向けた更なる情報収集、普及啓発等を図る。	地域包括ケア推進課
	(4)効率的な提供体制の構築	70, 71	地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等を市内各所に設置し、相談や支援を受けられる体制を築いている。	介護予防・生活支援サービスの情報が必要になるタイミングが一律ではなく、情報提供体制を維持する必要がある。	サービス提供の担い手等に対し、情報提供を継続する。ウェブサイトの充実やSNS等により迅速かつ効率的な情報提供を行う。	地域包括ケア推進課
3 生活支援の推進	(1)日常生活用品給付事業	72, 73	日常的に紙おむつ等の介護用品を使用する65歳以上の在宅の高齢者やその家族の負担軽減のために実施されている事業であり、交付者数はほぼ横ばいで事業を継続している。	対象となる要介護認定者数は増加しており、介護用品給付券交付者はさらに増加していくと考えられ、事業費の増加が見込まれる。	高齢者人口・高齢化率・要介護認定者数・要介護認定率ともに増加傾向にある中で、支給金額や支給対象者等の事業内容を見直しながら、事業を継続していく。	地域包括ケア推進課
	(2)高齢者在宅生活支援事業	72, 73	住み慣れた自宅での生活を継続できるよう、75歳以上の一人暮らしなどの高齢者を対象に、郡山市シルバー人材センターが実施する軽易な家事援助などの日常生活支援に対し、一部助成を行っている。交付者数は年々増加している傾向にある。	本事業の助成者数はほぼ横ばいであり、引き続き事業の継続が必要だが、シルバー人材センターの人件費は年々増加傾向にあるため、事業費の増加が見込まれる。	今後高齢者人口の増加が見込まれる中、本事業を継続するためには事業費の削減が必須である。事業の継続をしつつ、助成対象者の見直しや、事業自体の見直しを進めていく必要がある。	地域包括ケア推進課
	(3)配食サービス活用事業	72, 73	65歳以上の一人暮らしの高齢者の栄養改善と安否確認を目的とした事業であり、配食数はほぼ横ばいである。	熱海町、西田町、中田町、湖南町へ配食可能な事業者が手薄であり、配食不可能な地区が出ないような対策が必要である。	高齢者数や一人暮らしの高齢者数の増加に伴い需要の増加が見込まれるため、今後も必要な高齢者に対して適切にサービスを提供できるよう、効率的・効果的な実施方法等について調査検討を行い、事業を実施する。	地域包括ケア推進課

中項目	小項目	掲載 ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
	(4)訪問理美容サービス事業	72, 73	寝たきりの状態等にあるため、理美容店に出向くことが困難である高齢者に対し、在宅で手軽に訪問理美容サービスを利用できるよう理美容師の出張経費を助成し、高齢者の保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。	助成数はほぼ横ばいだが、実利用枚数は助成数に比べて低い傾向がある。令和7年度においては助成者数に対して使用者数は3割程度、助成枚数に対して使用された枚数は2割程度となっている。	助成している方の7割は本事業を活用していないことから、助成対象者の条件や必要性を見直し、事業の内容自体を再検討する必要がある。	地域包括ケア推進課
	(5)寝具洗濯乾燥サービス事業	72, 73	在宅で体が不自由な高齢者及び寝たきりの高齢者に対し、寝具類の衛生管理をすることにより快適な生活が送れるように、寝具類の水洗い及び乾燥消毒等の費用を助成している。利用者数はほぼ横ばいである。	本事業の助成者数はほぼ横ばいであり、引き続き事業の継続が必要だが、利用できる事業所が3店舗と少なく、利用者数も他事業と比較して少ない傾向にある。	助成対象者が少ないことから、指定店の店舗数も少なく、事業の必要性を再考するとともに、支援内容を見直す必要がある。	地域包括ケア推進課
	(6)はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業	72, 73	寝たきりまたは認知症の高齢者を介護している60歳以上の家族等に施術費を助成する事業であり、交付者数はほぼ横ばいで事業を継続している。	対象となる要介護認定者数は増加しており、市民やケアマネジャー等へ継続して本事業を周知、啓発していく必要がある。	高齢者人口や要介護認定者数が増加傾向にある中で、他課の類似事業や支給対象者等の内容を見直しながら、事業を継続していく。	地域包括ケア推進課
	(7)介護マーク、ヘルプマーク	73	①要介護認定等を受けている人を介護する人に対して介護マークを交付し、介護者が周囲から誤解や偏見を受けることなく安心して介護をすることができる環境を整備する事業であり、交付者数はほぼ横ばいで事業を継続している。 ②障がい者のみならず、すべての人が暮らしやすいまちを目指し意識の啓発を図るため、ヘルプマークを希望者へ配布している。	①対象となる要介護認定者数は増加しており、市民やケアマネジャー等へ継続して本事業を周知、啓発していく必要がある。 ②援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるよう、継続してヘルプマークの周知啓発を行う必要がある。	①高齢者人口や要介護認定者数が増加傾向にある中で、引き続き本事業の周知を図り事業を継続していく。 ②合理的配慮の浸透及び定着を図るため、ヘルプマークを配布し、普及啓発を行う。	①地域包括ケア推進課 ②障がい福祉課
	(8)要援護者ごみ戸別収集事業	73	①②自らごみ集積所にごみを出すことが困難で、親族の方等から協力を得られない方に対し、市がごみを戸別に収集するとともに、安否確認を行っている。利用者数は増加傾向にある。 ③ごみ収集所にごみを排出するに当たり、自ら排出することが困難であり、かつ親族その他の者からの協力を得ることができない障がい者世帯に対し、当該世帯が排出するごみを市が個別に回収し、ごみ排出に係る負担の軽減を図っている。	①②市内高齢者数の増加に伴い、利用者数も増加傾向にある。引き続き事業の継続が必要だが、ごみ回収業者の負担増加や安否確認件数の増加などが予想される。 ②令和7年度に行った安否確認の98%が、ごみの出し忘れや収集休みの連絡忘れ、ごみの出し方の誤りなど利用者の不作為等であり、不要な安否確認が生じている。 ③利用世帯は令和8年6月末現在11世帯と伸び悩んでいる。	①今後も増加傾向は続くと考えられ、ニーズは大きいものと考えられ、引き続き、ごみ集積所にごみを出すことが困難で、親族の方等から協力を得られない高齢者等に対し、市 がごみを戸別に収集するとともに、安否確認を行う。 ②利用者に向けて利用方法の徹底を図ったうえで、今後も利用者の不作為等による安否確認の増加が見込まれる場合には、安否確認対象者の絞り込みや要件の設定等も検討する必要がある。 ③制度の周知により、利用の促進を図る。	①ごみ減量推進課 ②地域包括ケア推進課 ③障がい福祉課 (保健所保健・感染症課)
第6章 認知症施策の推進						
1 普及啓発・本人発信支援	(1)認知症に関する普及・啓発	75	・認知症に関する正しい意識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるため、市民向けセミナーや専門職向けに対応力向上研修、出前講座、広報、市ウェブサイト等で普及、啓発を継続して行っている。 ・必要な情報をまとめた認知症ケアパス「つながる」の窓口掲示や配布を行っている。	未だ認知症に対する理解不足等がみられる。	今後もあらゆる機会を捉え、認知症に関する知識や新しい認知症観の周知・啓発を実施していく。	地域包括ケア推進課
1 普及啓発・本人発信支援	(2)認知症の人本人からの発信支援	75	一部の認知症カフェにおいて本人発信のミーティングを開催している。	本人発信の支援は認知症カフェのみで、限定的な開催になっている。	本人発信の支援について、認知症の本人と家族へのアンケートでの意見を参考に認知症カフェを含めた取り組みを検討していく。	地域包括ケア推進課

中項目	小項目	掲載ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
	(3)認知症サポーター養成講座	75	・認知症サポーター養成講座の受講者数はR6 1,703人、R7 1,792人と増加傾向である。 ・小中学生や地域、職域を対象とした講座の開催で幅広い対象が受講している。	受講者数の伸び悩みがあることや講座の依頼団体が固定化されている。	今後も受講者数の増加に向け、積極的な周知が必要である。	地域包括ケア推進課
	(4)キャラバンメイトの育成・支援	75	・キャラバン・メイト養成研修を受講した者に対し、研修会を開催。認知症サポーター養成講座の開催にあたって後方支援を行っている。 ・キャラバン・メイトが講座の実施ができるよう、講座の見学等日程調整を支援。	・講座の準備や開催の活動負担が大きい。 ・活動の場が不足している。	・キャラバン・メイトの養成や後方支援を継続していく。 ・メイト同士の意見交換やスキルアップの場を設けていく。	地域包括ケア推進課
2 認知症の予防	(1)介護予防に資する通いの場の普及・啓発（再掲）	76	高知市で考えられた「いきいき百歳体操」等を行う通いの場に対し、立ち上げ時のリハ職派遣など、効果的な活動になるよう支援している。また地域包括支援センターなどの協力を得ながら、新たな立ち上げもサポートしている。	高齢化が進行する中で、通いの場の立ち上げ、運営に携わる市民が途絶えないよう、継続した啓発が必要である。	移動手段に乏しい高齢者が、自宅の近隣で、知識の獲得や体操を実施することで介護予防が図られるとともに、運営側としても社会参画、生きがいづくりにつながる。	地域包括ケア推進課
	(2)認知症のリスク低減／認知症の「予防」に関する普及・啓発	76	認知症サポーター養成講座において、認知機能低下及び認知症のリスク低減に向けた推奨項目について普及・啓発を図っている。	認知機能低下及び認知症のリスク低減に向けた推奨項目について市民には十分浸透していない状況がある。	認知症の予防への働きかけに努めていく必要性がある。	地域包括ケア推進課
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	(1)認知症地域支援推進員	77～79	認知症の人に対し、発症初期から状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、認知症専門医療機関や介護サービス事業者等との連携支援を行っている。	認知症初期から適切な支援につながらないなどの課題があり、課題解決のため推進員が柔軟な活動ができるようエリア体制の見直し等を図っていく必要がある。	認知症の人に対し、発症初期から状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、推進員活動を通し支援体制を整備していく。	地域包括ケア推進課
	(2)認知症初期集中支援チーム	77～79	・認知症の人及びその家族に対し、症状の進行状況に応じた対応方法や在宅でのケア等についてアドバイスなどの初期支援を個別訪問により一定期間集中して実施している。 ・訪問回数は年間100～120件で推移している。 ・活動を紹介するリーフレットを市内医療機関、認知症対応薬局等に送付。認知度の向上を図っている。	チームごとの実績件数に開きがある。	・認知症初期集中支援チームの平準化を図っていく。 ・更なる認知度向上に向け、商業施設等への周知を検討していく。	地域包括ケア推進課
	(3)認知症カフェ（オレンジカフェ）	77～79	・認知症の人、家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である認知症カフェの参加者数は緩やかに増加傾向である。 ・ミニ講座やレクリエーションなど特色ある内容で実施しているカフェもある。	参加者が固定化されているカフェもある。 本人の参加者数が伸びにくい。	参加者のニーズに即した内容で開催するなど、今後も新規の参加者を含め参加者数の増加に向け取り組んでいく。	地域包括ケア推進課
	(4)地域支援体制の強化	77～79	認知症本人・家族のニーズと認知症ステップアップサポーターを中心とした支援をつなぐチームオレンジの整備として、コーディネーターの配置、認知症ステップアップサポーターに認知症サポーター養成講座の開催の協力、認知症カフェの開催協力をしてもらっている。	本人や家族のニーズとのマッチング等のチームオレンジの運営体制づくりが課題である。	本人や家族のニーズとのマッチングを図るため、認知症地域支援支援員や認知症カフェでニーズを把握する活動を行う。	地域包括ケア推進課
	(5)認知症施策に関する関係機関との連携	77～79	情報交換会や会議等で関係機関と情報共有を行い連携を図っている。	認知症と診断された後の支援までのつながりが不十分である。	認知症と診断された後、早期に支援につながるよう、認知症地域支援推進員とともに活動を行う。	地域包括ケア推進課
	(6)医療・介護の手法の普及	77～79	専門職対象の医療・介護の手法を学ぶための認知症対応力向上研修会や市民対象の認知症の正しい理解とケアの対応について学ぶ認知症セミナーを実施。	認知症カフェ等での認知症家族介護教室の実施がない。	研修会やセミナーだけでなく、今後も一定のニーズがある家族教室の開催を検討していく。	地域包括ケア推進課

中項目	小項目	掲載ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
	(7)認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業	77～79	・市内団体・事業所で「認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会」を組織しその従業員等が、地域において見守り活動を行い、認知症高齢者が行方不明となったときに、市が発信するメール・FAX・SNS等により、早期発見・保護につなげている。 (令和7年度末) ・登録団体数127団体　・登録者444人	連絡会の構成団体については、交通関係など地域に密着した主な事業者等が連絡会に登録しており、団体数は横ばいとなっている。	今後も本事業の重要性の周知を図り、登録団体の増加を図る。	地域包括ケア推進課
	(8)認知症高齢者位置情報探索機器貸与事業	77～79	認知症高齢者を介護している家族に対し、認知症高齢者が外出し、行き先不明となったとき、早期発見することにより、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせるように人工衛星探索システム（GPS）端末機を貸与している。 (令和7年度末) ・貸与者数50人	認知症高齢者の増加に伴い、行方不明者も増加傾向となるため、必要な方が利用できるよう周知啓発が必要である。	今後も本事業の重要性の周知を図り、利用者の増加を図る。	地域包括ケア推進課
	(9)認知症高齢者身元確認QRコード活用事業	77～79	認知症高齢者が外出し、発見・保護されたときに、早期に身元が判明できるよう、衣服やハンカチ、ベルト等に貼付け携帯電話等で読み取ることができる「QRコード」を配付している。 (令和7年度末) ・登録者310人	認知症高齢者の増加に伴い、行方不明者も増加傾向となるため、必要な方が利用できるよう引き続き周知啓発が必要である。	今後も本事業の重要性の周知を図り、利用者の増加を図る。	地域包括ケア推進課
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	(1)地域の認知症バリアフリーの推進	80	認知症の人と接する機会の多い民間企業や公的機関に日本認知症官民協議会で検討された取り組みを周知する。	認知症の患者は増加しているため、認知症の人と接する機会の多い民間企業や公的機関へ引き続き周知が必要である。	SOS見守りネットワーク連絡会議等の機会を利用して、今後も周知を継続していく。	地域包括ケア推進課
	(2)若年性認知症の人への支援	80	県が若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の方が認知機能が低下してもできることを可能な限り続けられるよう支援しており、情報交換を実施しコーディネーターと市や推進員との連携を図っている。	若年性認知症の方への適切な支援ができるよう引き続きコーディネーターとの連携が必要である。	情報交換会等継続しコーディネーターとの連携を強化していく。	地域包括ケア推進課
	(3)ヘルプカードの普及	80	日常生活で困った際に必要な支援内容などを周囲の人に示す「希望をかなえるヘルプカード」の普及を推進している。	窓口等で配布しているが、実際の活用状況の把握が難しい。	認知症の有無に限らず使用できるカードとしているため、今後もヘルプカードの普及を推進していく。	地域包括ケア推進課

第7章 在宅医療・介護連携の推進

1 在宅医療・介護連携の推進	(1)地域の医療・介護の資源の把握	83, 84	在宅医療・介護連携支援センターが市内関係機関（医療・介護）や企業を訪問しヒアリングを実施。医療と介護の資源を情報収集し、その内容をホームページに公開している。	直接訪問することにより顔の見える関係づくり構築につながる反面、訪問に要する時間が長時間となっている。	事業所との関係づくりを進めながら、今後もICTを活用していく。	地域包括ケア推進課
	(2)在宅医療・介護連携の課題の抽出	83, 84	センターの訪問によるヒアリングから得られた課題を4つの場面に分け抽出している。	例年同様の課題が挙がっており、4つの場面に応じた課題の整理の必要がある。 ①総合病院との連携について②精神科アウトリーチの不足③ICTツールについて	今後、4つの場面毎の課題を整理し、優先順位を決めた取り組みを行う。	地域包括ケア推進課
	(3)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	83, 84	4つの場面のうち、日常の療養支援、看取りの在宅医療介護連携について、地域ケア推進会議において各関係団体と意見交換を実施した。	在宅医療・介護の一体的な提供体制の構築のため、課題解決に向けた多職種間が連携した体制づくりを行っていく必要がある。	在宅医療・介護の一体的な提供体制構築のため、関係機関との協力体制の基盤をつくり、切れ目のない提供を目指していく。	地域包括ケア推進課

中項目	小項目	掲載 ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
	(4)在宅医療・介護関係者に関する相談支援	83, 84	専門職からの相談窓口として年間300件近い相談を受け付けている。相談件数は増加傾向である。	内容に関してはICTツールであるメディカルケアステーション（MCS）に関する相談が全体の9割を占めている。	専門職相談窓口として、在宅医療・介護連携支援センターの認知度を向上していく必要がある。	地域包括ケア推進課
	(5)地域住民への普及啓発	83, 84	看取りをテーマとした映画上映会の開催や、ACP出前講座を開催し、地域住民への普及啓発を図っている。 多職種によるエンディングノート研究会で、わたしの未来ノートの普及啓発を検討。	ACP出前講座は1回の開催では内容が十分に伝えきれないという課題がある。	わたしの未来ノートの書き方支援を含めた2回シリーズの出前講座の開催を検討していく。	地域包括ケア推進課
	(6)医療・介護関係者の情報共有の支援	83, 84	・ICTツールであるメディカルケアステーション（MCS）の普及促進のため周知や登録・活用に向けた支援を実施。 ・MCS登録者数は増加傾向である。	導入支援にあたっては事業所を訪問し、実際の操作を確認しながら進める必要性があり、時間を要する場合もある。	今後も円滑なコミュニケーションを図るため、MCSの普及促進を図っていく。	地域包括ケア推進課
	(7)医療・介護関係者の研修	83, 84	・専門職向けに研修会を企画・開催。 ・医師会と連携した出前講座を開催。	医療・介護連携の課題や参加者の希望に即した研修会のテーマ設定が難しい。	参加者のニーズを踏まえながら、専門職向け研修会を継続的に開催し、医療・介護の連携を図っていく。	地域包括ケア推進課

第8章 介護保険サービス提供体制の充実

1 介護サービス量の推移	(1)居宅サービスの推移	86, 87, 88	※令和5年度から令和7年度の事業量による ・訪問介護、福祉用具貸与、居宅介護支援は、要介護・要支援認定者の増加に伴い、年々増加している。 ・通所介護は、年々減少しており、特に令和7年度は、事業所の廃止もあり、大きく減少した。 ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導は、医療系サービスの需要の高まりにより、年々増加している。 ・要介護・要支援認定者の中で要支援認定者の割合が増加していることから、通所リハビリテーション（介護給付）は年々減少し、通所リハビリテーション（予防給付）は年々増加している。 ・訪問入浴、特定福祉用具購入、住宅改修は、ほぼ横ばいの状態である。	・居宅での生活を支えるサービスであり、サービスの質の向上と十分な供給体制を整えるため、適切にサービス量を見込む必要がある。	・今後の高齢者数の推移、要支援・要介護認定者数の推移、利用者のニーズ、事業所整備計画を踏まえて、サービス量を適切に見込んでいく。	介護保険課
1 介護サービス量の推移	(2)施設サービスの推移	86, 87, 88	※令和5年度から令和7年度の事業量による ・介護老人福祉施設は、施設数の増減はないが、令和6年度は減少し、令和7年度では増加している。 ・介護老人保健施設は、令和6年度は増加したが、令和6年度中に2施設が廃止したため、令和7年度の事業量は減少した。 ・介護医療院は、令和6年度に1施設開設したため、令和7年度の事業量は大幅に増加した。	・居宅での介護が困難な高齢者や、長期療養と日常生活での介護が必要な高齢者を支えるサービスであり、サービスの質の向上と十分な供給体制を整えるため、適切にサービス量を見込む必要がある。 ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など利用者のニーズが多岐にわたることから必要数の推測が困難である。	・今後の高齢者数の推移、要支援・要介護認定者数の推移、利用者のニーズ、事業所の設置意向などを踏まえて、サービス量を適切に見込んでいく。 ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが増加していることから、施設サービスの代替としての役割も見込んで必要数を検討していく。	介護保険課
	(3)地域密着型サービスの推移	86, 87, 88	※令和5年度から令和7年度の事業量による ・認知症対応型通所介護は、令和6年度は減少し、令和7年度は増加したが、令和5年度に比べて減少している。 ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護は、年々増加している。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護は、医療系サービスの需要の高まりがあり、年々大幅の増加している。 ・地域密着型通所介護は、令和6年度中に事業所数が増加したため、令和6年度から令和7年度は大幅に増加している。	・認知症や、要介護の高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることを支えるサービスであり、サービスの質の向上と十分な供給体制を整えるため、適切にサービス量を見込む必要がある。 ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など利用者のニーズが多岐にわたることから必要数の推測が困難である。	・今後の高齢者数の推移、要支援・要介護認定者数の推移、利用者のニーズ、事業所整備計画を踏まえて、サービス量を適切に見込んでいく。 ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが増加していることから、地域密着型サービスの代替としての役割も見込んで必要数を検討していく。	介護保険課

中項目	小項目	掲載 ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
2 介護保険 サービス量 の見込み	(1)中長期的なサービス量等 の見込み	89, 90	・施設・居宅系サービスの利用者の実績は計画値を下回っており、在宅サービスの利用者の実績は計画値を上回っている。施設の整備が計画値を下回っていることが要因の一部と考えられる。	・施設整備計画の進捗状況や、計画を反映して計画値を見込む必要がある。	・施設整備計画の進捗状況や計画、要支援・要介護認定者の推移を反映してサービス量を見込んでいく。	介護保険課
	(2)施設・居住系及び在宅 サービス量の見込み	91～99	※令和7年度の事業量での比較 【居宅サービス】 ・訪問介護、訪問看護、通所介護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション（介護給付）の実績は、計画値を下回った。 ・通所リハビリテーション（予防給付）、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、居宅介護支援の実績は、計画値を上回った。 【施設サービス】 ・介護老人福祉施設の実績は、計画値を下回った。 ・介護老人保険施設の実績は大幅に下回った。 ・介護医療院の実績は、計画値を上回った。 【地域密着型サービス】 ・認知症対応型通所介護の実施は、計画値を下回った。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護の実績は、計画値を上回った。	・新型コロナが第5類に移行後、要支援・要介護認定者における要支援認定者の増加、医療系サービスの需要の高まりがあり、現在の状況を反映した計画値を見込む必要がある。	・要支援・要介護認定者数の推移、利用者のニーズなど現在の状況を反映したサービス量を見込んでいく。	介護保険課
	(3)地域支援事業量の見込み （介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）	99, 100	①高齢者数が増加しており、地域支援事業費全体も増加している状況となっている。 ・介護予防・日常生活支援総合事業については、おおむね計画値どおり推移している。 ②福祉用具・住宅改修支援事業は、令和5年度20件、令和6年度17件、令和7年度は11件実施した。 ・介護サービス相談員派遣事業は、令和5年度は73施設、令和6年度は76施設、令和7年度は78施設実施した。	①できる限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるようニーズを踏まえ支援していく必要がある。 ・住民をはじめとした地域の多様な主体による多様なサービスの充実。 ②介護サービス相談員派遣事業を未実施の事業所がある。	①介護保険料と公費等を確保しながらそれぞれの事業を効果的に運営していく。 ・高齢化率が上昇するのに伴い、事業量の増加が予想される。早期介入による健康寿命の増進を図る。 ②介護サービス相談員派遣事業について、介護サービス相談員の増員および事業所への周知を積極的に行っていく。	①地域包括ケア 推進課 ②介護保険課
	(4)介護保険給付費の見込み 等	101～103	要介護・要支援認定者数の増加に伴い年々増加しており、令和7年度は令和5年度に比べ約3%増加している。	今後、高齢者数の増加に伴い、給付費は年々増加することが見込まれる。	持続可能な介護保険制度となるよう、今後の高齢者数の推移、要支援・要介護認定者数の推移、利用者のニーズ、事業所整備計画を踏まえながら、介護給付の適正化を行い、適切な給付費を見込んでいく。	介護保険課
3 介護保険 サービス基 盤の整備	(1)居宅サービス	104, 105	・通所介護 整備目標数：7事業所の増 実績：新規開設が1事業所、休止・廃止が8事業所 ・短期入所生活介護 整備目標数：20床の増 実績：1事業所が休止（20床の減） ・特定施設入居者生活介護 整備目標：50床の増 実績：公募により1事業所選定（R9開設予定）	・通所介護は、事業所の廃止等により第九次計画で定めた整備目標よりも下回っている。なお、廃止した事業者の中には地域密着型通所介護として新規に開設した事業者もあった。 ・特定施設入居者生活介護は、選定分を含めて966床となり整備目標よりも下回っている。	・利用者の多様化するニーズに対応するため、同様の機能を持つ地域密着型通所介護の必要量なども考慮しながら整備目標を検討する。 ・特定施設入居者生活介護については、介護老人福祉施設の待機者数を考慮し、利用者の介護度に沿った介護サービスを受けることができるよう整備を進める。	介護保険課
	(2)施設サービス	105	・介護老人福祉施設 整備目標数：230床の増 実績：4公募により1事業所選定（地域密着型から転換。40床の増） ・介護老人保健施設 整備目標数：100床の減 実績：2事業所が廃止。うち1事業所は介護医療院に転換（200床の減） ・介護医療院 整備目標：150床の増 実績：公募により2事業所選定（うち1事業所はR9開設予定。100床の増）	・物価高騰のため、施設の新設が困難である。 ・施設が新設された場合でも、介護人材が不足している。 ・経年劣化により、大規模な修繕が必要となっている施設が増加している。	・介護老人福祉施設の待機者数等を考慮しながら、在宅生活が困難な方の意向に沿えるよう、施設を整備するとともに、既存の介護老人福祉施設の修繕も進めていく。	介護保険課

中項目	小項目	掲載 ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
	(3)地域密着型サービス	106, 107	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 整備目標数：3事業所の増 実績：公募では選定なし。1事業所が休止 ・認知症対応型通所介護 整備目標数：1事業所の増 実績：公募により1事業所選定（R9開設予定） ・小規模多機能型居宅介護 整備目標：2事業所の増、 実績：公募により2事業所選定し、1事業所開設済、1事業所はR8開設予定。1事業所が休止 ・認知症対応型共同生活介護 整備目標：54床の増 実績：公募により3事業所選定（R8及びR9開設予定）、1事業所が休止（9床の減） ・地域密着型特定施設入居者生活介護 整備目標：58床の増 実績：公募により1事業所選定 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 整備目標：増減なし 実績：1事業所が広域型に転換、1事業所が休止、1事業所が定数減（40床の減） ・看護小規模多機能型居宅介護 整備目標：1事業所の増、 実績：公募により1事業所選定 ・地域密着型通所介護 整備目標：7事業所の増、 実績：12事業所が新設、10事業所が休止又は廃止	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、第九次計画で整備目標を3施設としたが、事業者からの申し込みがなく整備に至っていない。 ・小規模多機能型居宅介護や認知症通所介護は利用者の確保が難しいといった相談が増えており、休止や廃止となった事業所もあった。 ・地域密着型通所介護は広域型の通所介護からの転換による新設も多かった。	・日常生活圏域の整備状況や事業者の意向を考慮しながら、計画的な整備を進める。	介護保険課
	(4)介護保険サービス基盤整備等の確保の方策等	108, 109	公募において選定された事業者に対し、必要に応じて建設費等の助成を行っている。	施設整備に対する補助は行っているものの、物価高騰等の影響により、新たに介護施設を開設する事業者が少なくなっている。	物価高騰への対応として、県では施設整備に対する補助単価を増額しており、今後も県や国の動向を注視しながら事業者を支援していく。	介護保険課
4 介護給付の適正化	(1)要介護認定の適正化	110	・認定調査員や介護認定審査会委員に対し調査方法等の研修等を実施している。認定調査員向けの研修として、令和7年度は、公益財団法人郡山市健康振興財団との共催により、2回開催し、参加者数は172人だった。 ・認定調査票結果点検にA Iを活用した点検システムの導入やオンライン審査会を実施する等、I C T活用による業務改善を図っている。	・認定調査員による判断基準の統一と調査技術の向上。 ・特記事項の記載内容の充実による利用者の状態の適切な把握。 ・認定審査会委員間の判定基準の共有と審査の均質化。 ・認定件数増加に対応するための事務処理の効率化。 ・I C T活用による業務改善	・認定調査員研修や認定審査会委員の研修継続実施による質の向上と併せ要介護認定の平準化を図る。 ・A I等を活用した調査票点検システムを継続活用し、記載漏れや整合の確認を行う。 ・オンライン審査会等を継続活用し、審査会運営の効率化を図る。	介護保険課
	(2)ケアプランの点検・住宅改修等の点検	110	・ケアプラン点検は、事務職による点検、面談により、令和6年度は12事業所24件、令和7年度は15事業所30件実施した。また、令和7年度は、福島県の支援事業も活用し、専門職のアドバイスのもと実施した。 ・住宅改修の点検は、令和6年度は3件、令和7年度は4件実施した。 ・福祉用具購入貸与調査は、令和6年度からの選択制導入に伴い、事業者に対し適切に実施されているか点検を行った。令和7年度は軽度者申請が適切に提出されているか確認を行った。	・ケアプラン点検については、現状事務職による点検であることから、後任への十分な引継ぎ、福島県の支援事業の活用により、質の維持を図っていく必要がある。 ・住宅改修の点検については、利用者の状態を確認したうえで適切な改修かを判断するため専門職への依頼が必要である。	・介護給付適正化及び利用者への適切なサービス提供のために不可欠な事業であるため、継続して実施していく。 ・ケアプラン点検については、当面は直営による点検を継続していくが、国保連や民間業者への委託やA IやI C Tの活用も検討していく。	介護保険課
	(3)縦覧点検・医療情報との突合	111	令和6, 7年度は国保連と連携し4帳票の点検を実施した。また、市単独で令和6年度は1帳票、令和7年度は2帳票の点検を追加で実施した。	国保連から提供される縦覧チェック一覧表の中で未活用の帳票もある。	縦覧点検において有効性が高いと見込まれる帳票については継続活用し点検していくとともに、未活用帳票についても積極的に活用しながらサービス事業者等の適正な請求の促進を図っていく。	介護保険課

中項目	小項目	掲載 ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
5 地域ケアシステムを支える介護人材の確保、介護現場の生産性の向上の推進等	(1)介護人材の確保	113	・ 入門的研修を通じて介護人材のすそ野拡大を図る ・ 介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修受講に要する費用を助成することで介護人材の確保を図る。	介護職員の賃金は他業種と比較して低い水準にあり、介護に従事する人材を確保することが難しい。	・ 国に対し介護職の処遇改善を要望していく ・ 入門的研修や資格取得費用の助成といった市独自の施策を継続していく。	介護保険課
	(2)介護人材の資質向上と定着促進	113	・ 人材育成セミナー、管理職向け研修を実施して資質向上を図る ・ 入所系の施設に対し介護サービス相談員の派遣を実施している。	介護職員の賃金は他業種と比較して低い水準にあり、介護に従事する人材が定着するのが難しい。	・ 介護職の処遇改善を要望していく ・ 管理職の方を対象とした研修を実施することで、介護現場における人材の定着を図る。	介護保険課
	(3)業務の効率化及び質の向上	113	・ 県が実施しているDX推進に対する支援を事業所に周知する ・ 事業所の指定更新等について電子申請を可能とし、事業所の負担を緩和している。	・ DXの導入については介護事業所によって温度差が大きい。	・ DX推進のメリットを周知していく。	介護保険課
	(4)サービス事業者等との連携	114	・ 特別養護老人ホーム施設長連絡会と意見を交換している。 ・ 福島県のモデル事業として、県・マッチングサイト運営会社と連携し、人材の確保に努めている。 ・ 福島県福祉人材センターと連携して、介護の職場体験事業を中学校に周知している。	介護人材の確保について、即効性のある対策を実施することが難しい。	既存の連携団体等に加え、外国人介護人材の受け入れについても検討できるよう、連携対象を広げていく。	介護保険課
6 介護保険サービスの円滑な提供	(1)要介護認定体制の強化・充実	114	・ 指定市町村事務受託法人である要介護認定調査センターの人員については、人員数等適宜見直し、体制強化を図っている。 ・ 認定調査員や介護認定審査会委員向けの研修会の実施を通じ、資質向上を図っている。 ・ 認定調査結果の確認作業にA I 支援システムの活用や介護認定審査会のオンライン会議の開催等、積極的なI C Tの活用を図り業務の改善を行っている。	・ 認定調査体制の強化（調査員の資質向上、調査結果のばらつき抑制） ・ 認定審査会体制の充実（委員研修の充実、審査会運営の効率化） ・ 認定事務の効率化（事務量増加への対応、申請から認定までの期間短縮、I C T活用の推進） ・ 認定精度の向上（調査票と特記事項の記載精度向上、点検体制の向上）	・ 要介護認定調査センターの調査体制の拡充・強化 ・ 公平性、客観性を確保するための定期的な市職員による認定調査の実施 ・ 介護認定審査会のオンライン会議の開催継続 ・ 認定調査員及び介護認定審査会委員の資質向上を図るための研修会の実施 ・ 法定期間内での迅速な要介護認定への取り組み ・ 認定調査結果の確認作業にA I システムを活用継続 ・ 要介護認定を遅延なく適正に実施するための、審査の簡素化・効率化に向けた取り組み	介護保険課
6 介護保険サービスの円滑な提供	(2)介護・介護予防サービスに関する情報提供	115	ウェブサイト、広報紙などを活用しながら情報発信を行っている	各種サービスの適切な利用促進のため、制度内容の周知、サービスを選択するために必要な情報提供に努める必要がある。	地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、様々な媒体を活用しながら情報発信に努めていく。	地域包括ケア推進課
	(3)相談及び苦情処理体制の確立	115	・ 事業者と利用者が取り交わす重要事項説明書の苦情相談窓口に関する項目に、介護保険課、福島県国民健康保険団体連合会苦情相談窓口、福島県運営適正化委員会を必ず記載するよう指導を実施している。 ・ 介護サービス相談員を派遣し、利用者と事業者の問題解決の橋渡し役として活動を行っている。 ・ 介護サービス利用者からの苦情に対し、事業所へ連絡し、解決に向けての支援を実施している。 ・ 介護サービス事業所からの相談に対し、苦情対応の指導・支援を実施している。	・ 苦情とカスタマーハラスメントの線引きについて事業者、利用者双方の理解が必要である。 ・ 事業所への苦情対応の指導・支援については、個々の対応になっており、一度に多くの案件に対応できない。	・ 集団指導及び運営指導により苦情相談の各窓口を記載するよう徹底し、利用者等の相談、苦情処理体制を確立していく。 ・ 引き続き、介護サービス相談員を派遣し、利用者が相談しやすい体制を確保していく。 ・ カスタマーハラスメント対策が法改正により義務化されることから、事業者、利用者への周知を行う。	介護保険課
	(4)介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進	115	各事業所から提出された事故報告書について、集団指導時に前年度の集計、分析結果を公表するとともに、事故防止対策としてマニュアルの整備、賠償保険への加入、事故発生の際の原因分析、再発防止策の検討について周知している。	事故の集計結果や分析結果を公表しているが、事業所がより活用できるものとするための見直しが必要である。	集計結果、分析結果を公表する中で、より具体的な事例を挙げて原因分析、再発防止策を周知していく。	介護保険課
	(5)低所得者の負担軽減対策	116	・ 高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給 ・ 利用者負担軽減制度(負担限度額認定申請、社会福祉法人等による利用者負担軽減、特別地域に係る訪問介護等利用者負担軽減、中山間地域に係る訪問介護等利用者負担軽減)	・ 利用者負担軽減制度については、年1回の更新手続きに係る利用者、保険者の負担が大きい。 ・ 負担軽減については、全て介護サービス利用者からの申請に基づいて実施しているため、該当者であっても軽減を受けていない者がいる可能性がある。	・ 低所得者等に配慮するため、引き続き負担軽減対策を講じていく。 ・ 該当者の未申請を防ぐため、今後の周知方法について検討を行う。	介護保険課

中項目	小項目	掲載 ページ	現状	課題	今後の方向性	担当課
7 共生型サービスの推進	(1)共生型サービスの基盤の整備	116	・事業者からの申請に基づき、共生型サービスの基盤整備を進めている。 ・令和8年6月1日時点で障がい福祉サービス事業者としての指定を受けている介護保険サービス事業者が3施設ある。	共生型は利用者の選択肢拡大やサービス向上などのメリットがある一方、報酬減算や職員負担、申請業務の煩雑さなど事業所運営の課題が大きく、整備が進んでいない状況にある。	・限られた福祉人材を有効活用するためにも、共生型サービスについても一層の推進が予想される。 ・DXの推進による業務負担軽減策の導入、職員への教育助成などの支援を進めていく。	介護保険課
	(2)共生型サービスの円滑な提供	117	障がい福祉サービス事業所の指定を行っている障がい福祉課と連携し、情報の共有を行っている。	前述したとおり事業所運営の課題が大きく、整備が進んでいない状況にある。	国は「地域共生社会」の実現を進めており、共生型サービスについても一層の推進が予想される。	介護保険課
8 介護現場における災害及び感染症に対する備え	(1)災害に対する備え	117	①浸水ハザードエリア及び土砂災害ハザードエリアにある介護事業所について、個別に避難に関する計画を策定している。 ②介護事業者にはBCP（事業継続計画）の策定が義務化されている。 ・避難訓練を実施し、その結果を市に報告している。	①事業所自らが策定した計画に基づき、災害対応の実効性を高める必要がある。 ②BCPが形骸化しがちである。 ・慢性的な人手不足であり、実際の災害時に入所者の避難等に支障をきたすことが想定される。	①引き続き事業所への助言指導を実施する。 ②災害が発生した場合に備え、必要な介護サービスの継続的な提供及び早期の業務再開を図るための体制が構築されているかを指導する。	①防災危機管理課 ②介護保険課
	(2)感染症に対する備え	117	①高齢者介護施設等において、感染症の集団発生が報告がある。 ②介護サービス事業者への指導監督時において、医療機関との連携等必要な措置が講じられているかを確認し、適正化を図っている。	①高齢者介護施設等は感染が拡大しやすいため、平時から基本的な感染症対策の徹底と、感染症発生時には感染拡大防止のため迅速に適切な対応を図る必要がある。 ②現場では人手不足であり、実際に感染症が流行した際に、感染拡大の防止とサービスの継続を両立させることが難しい。	①高齢者介護施設等を対象とした研修会等を通じて基本的な感染症対策について周知啓発を図る。また、施設内における感染症の集団発生時には、必要に応じて感染経路の調査や感染拡大を防ぐための助言を行う。 ②感染症発生時における医療機関との連携等、必要とされる措置が講じられているかを確認し、その適正化を図る。	①保健所保健・感染症課 ②介護保険課 （保健所総務課）